

# R 1 宮繕 阿南光高等学校 阿南・新野 2号館等解体他工事

## 図目録

A-1	(共通) 解体工事特記仕様書(1)	A-51	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 WC詳細図(3)	A-101	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 天井伏図(2)	A-151	(倉庫1) 撤去詳細図	S-31	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 渡り廊下2 基礎伏図
A-2	(共通) 解体工事特記仕様書(2)	A-52	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 WC詳細図(4)	A-102	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 建具キープラン	A-152	(プロパン庫) 撤去詳細図	S-32	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 渡り廊下2 2階梁伏図
A-3	(共通) 解体工事特記仕様書(3)	A-53	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 WC詳細図(5)	A-103	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 建具表(1)	A-153	(ボンブ庫) 撤去詳細図(1)	S-33	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 渡り廊下2 3階梁伏図
A-4	(共通) 配置図、付近見取図	A-54	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 WC詳細図(6)	A-104	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 建具表(2)	A-154	(ボンブ庫) 撤去詳細図(2)	S-34	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 渡り廊下2 柱リスト
A-5	(共通) 解体配置図(全体)	A-55	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 WC詳細図(7)	A-105	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 建具表(3)	A-155	(1号館改修) 改修工事特記仕様書(1)	S-35	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 渡り廊下2 梁リスト
A-6	(共通) 解体配置図(1期工事)	A-56	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 WC詳細図(8)	A-106	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 仕上表	A-156	(1号館改修) 改修工事特記仕様書(2)	S-36	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 渡り廊下2 6通配筋図
A-7	(共通) 解体配置図(2期工事)	A-57	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 WC詳細図(9)	A-107	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 1階平面図	A-157	(1号館改修) 改修工事特記仕様書(3)	S-37	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 渡り廊下2 基礎A-A、S-S'配筋図
A-8	(共通) 解体後配置図(全体)	A-58	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 WC詳細図(10)	A-108	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 2階平面図	A-158	(1号館改修) 改修工事特記仕様書(3)	S-38	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 渡り廊下2 壁配筋図
A-9	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 1階平面図	A-59	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 WC詳細図(11)	A-109	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 3階、4階平面図	A-159	(1号館改修) 改修工事特記仕様書(3)		
A-10	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 2階平面図	A-60	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 天井伏図(1)	A-110	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 R階平面図	A-160	(1号館改修) 改修工事特記仕様書(3)	E-01	(2号館・渡り廊下1.2) 電気工事仕様書
A-11	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 3階平面図	A-61	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 天井伏図(2)	A-111	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 立面図(1)	A-161	(1号館改修) 改修工事特記仕様書(3)	E-02	(全体) 全体配置図
A-12	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 4階、R階、PHR階平面図	A-62	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 建具キープラン	A-112	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 立面図(2)	A-162	(1号館改修) 改修工事特記仕様書(3)	E-03	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 1階電気設備撤去図
A-13	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 仕上表	A-63	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 建具表(1)	A-113	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 断面図	A-163	(1号館改修) 改修工事特記仕様書(3)	E-04	(2号館) 2階電気設備撤去図
A-14	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 1階平面図	A-64	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 建具表(2)	A-114	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 断面詳細図	A-164	(1号館改修) 改修工事特記仕様書(3)	E-05	(2号館) 3階電気設備撤去図
A-15	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 2階平面図	A-65	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 仕上表	A-115	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 生徒指導室詳細図(1)	A-165	(1号館改修) 改修工事特記仕様書(3)	E-06	(2号館) 4階、R階、PHR階電気設備撤去図
A-16	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 3階平面図	A-66	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 1階平面図	A-116	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 生徒指導室詳細図(2)	A-166	(1号館改修) 1階平面詳細図	E-07	(1号館改修) 既設キュービクル単線接続
A-17	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 4階、PH階、PHR階平面図	A-67	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 2階平面図	A-117	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 生徒指導室詳細図(3)	A-167	(1号館改修) 1階平面詳細図	E-08	(1号館改修) 屋外電気設備撤去図
A-18	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 立面図(1)	A-68	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 3階、4階平面図	A-118	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 投書室、脱衣室詳細図	A-168	(1号館改修) 2階、3階平面詳細図	E-09	(1号館改修) 屋外電気設備撤去図
A-19	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 立面図(2)	A-69	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 PH階、PHR階平面図	A-119	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 WC詳細図	A-169	(1号館改修) 建具表	E-10	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 支障物確認図
A-20	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 断面図	A-70	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 立面図(1)	A-120	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 浴室、準備室詳細図				
A-21	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 矩形詳細図	A-71	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 立面図(2)	A-121	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 1階展開図	S-1	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 基礎伏図、2階梁伏図	P-01	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 管工事仕様書
A-22	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 CR各部詳細図	A-72	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 断面図	A-122	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 1階、2階、4階展開図	S-2	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 3階、4階、R階、PH階梁伏図	P-02	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 管工事系統図
A-23	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 ベランダその他詳細図	A-73	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 玄関廻り、職員室、CR詳細図	A-123	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 社会教室、準備室詳細図	S-3	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 柱、梁リスト(1)	P-03	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 1階管工事撤去図
A-24	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 階段室詳細図(1)	A-74	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 車寄、玄関詳細図	A-124	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 視聴覚教室、準備室詳細図	S-4	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 柱、梁リスト(2)	P-04	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 2階管工事撤去図
A-25	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 階段室詳細図(2)	A-75	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 昇降口、階段室詳細図	A-125	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 音楽教室詳細図	S-5	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 A通、B通配筋図	P-05	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 3階管工事撤去図
A-26	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 調理実習室(黒板側)詳細図	A-76	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 校長室、昇降口詳細図	A-126	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 渡り廊下3詳細図(1)	S-6	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 2通配筋図	P-06	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 4階管工事撤去図
A-27	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 調理実習室(窓側)詳細図	A-77	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 事務室詳細図	A-127	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 渡り廊下3詳細図(2)	S-7	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 4通配筋図及F1A'-A配筋図	P-07	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) R階管工事撤去図
A-28	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 調理実習室詳細図	A-78	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 応接室、連絡指導室詳細図	A-128	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 柱詳細図	S-8	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 9通、D通配筋図	P-08	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) PHR階管工事撤去図
A-29	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 調理実習室準備室詳細図(1)	A-79	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 1階廊下、玄関ホール詳細図	A-129	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 防火扉詳細図	S-9	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 取合廊下、4通配筋図	P-09	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 北側及び東側立面撤去図
A-30	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 調理実習室準備室詳細図(2)	A-80	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 職員室詳細図	A-130	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 各部詳細図(1)	S-10	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 壁、スラブ配筋図	P-10	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 屋外配管及び樹根撤去図
A-31	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 被服教室(黒板、戸棚側)詳細図	A-81	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 放送室、印刷室、2F'F'詳細図	A-131	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 各部詳細図(2)	S-11	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 基礎伏図、各階梁伏図	P-11	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 支障物確認図
A-32	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 被服教室詳細図	A-82	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 指導室、教材室詳細図	A-132	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 天井伏図(1)	S-12	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 各階梁伏図、柱配筋リスト		
A-33	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 被服準備室詳細図(1)	A-83	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 2、3階廊下詳細図	A-133	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 天井伏図(2)	S-13	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 梁配筋リスト	C-01	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 空調仕様書
A-34	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 被服準備室詳細図(2)	A-84	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 3階CR詳細図	A-134	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 建具キープラン	S-14	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 梁配筋リスト、基礎詳細図	C-02	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 1階空調設備撤去図
A-35	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 生物生産実験室詳細図	A-85	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 ベランダ詳細図	A-135	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 建具表(1)	S-15	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 8通配筋図	C-03	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 2階空調撤去図
A-36	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 ドラフトチャンバー詳細図	A-86	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 3階礼法室、茶室廻り詳細図(1)	A-136	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 建具表(2)	S-16	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 2通配筋図	C-04	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 3階空調設備撤去図
A-37	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 畜産肥料実験準備室詳細図(1)	A-87	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 3階礼法室、茶室廻り詳細図(2)	A-137	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 渡り廊下2 平面図	S-17	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 8通、C通配筋図	C-05	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 4階、R階空調設備撤去図
A-38	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 畜産肥料実験準備室詳細図(2)	A-88	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 3階礼法室、茶室廻り詳細図(3)	A-138	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 渡り廊下2 天井伏図、立面図	S-18	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 スラブ、壁配筋図		
A-39	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 コンピュータ教室詳細図(1)	A-89	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 3階礼法室、茶室廻り詳細図(4)	A-139	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 渡り廊下2 詳細図(1)	S-19	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 スラブ、階段配筋図		
A-40	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 コンピュータ教室詳細図(2)	A-90	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 4階CAI教室詳細図(1)	A-140	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 渡り廊下2 詳細図(2)	S-20	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 スラブ、耐力壁配筋図		
A-41	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 コンピュータ教室詳細図(3)	A-91	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 4階CAI教室詳細図(2)	A-141	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 渡り廊下2 建具キープラン、建具表	S-21	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 基礎伏図、2階梁伏図		
A-42	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 コンピュータ教室詳細図(4)	A-92	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 4階CAI教室詳細図(3)	A-142	(国際交流室) 仕上表、1階平面図、屋根伏図	S-22	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 各階梁伏図		
A-43	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 昇降口、渡り廊下1詳細図(1)	A-93	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 4階CAI教室詳細図(4)	A-143	(国際交流室) 天井伏図、立面図	S-23	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 梁リスト		
A-44	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 昇降口、渡り廊下1詳細図(1)	A-94	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 4階CAI教室詳細図(5)	A-144	(国際交流室) 断面詳細図、展開図、建具表	S-24	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 柱、梁リスト		
A-45	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 1号館取合詳細図	A-95	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 4階家庭準備室詳細図	A-145	(国際交流室) 各部詳細図	S-25	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 2通配筋図		
A-46	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 保健室薬品棚詳細図	A-96	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 4階CR、廊下詳細図	A-146	(国際交流室) 構造	S-26	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 A通、3通配筋図		
A-47	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 樋及び表東側詳細図	A-97	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 各部詳細図	A-147	(渡り廊下4) 撤去詳細図(1)	S-27	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 C通配筋図		
A-48	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 防火扉詳細図	A-98	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 樋詳細図	A-148	(渡り廊下4) 撤去詳細図(2)	S-28	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 D通配筋図		
A-49	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 WC詳細図(1)	A-99	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 防火扉詳細図	A-149	(渡り廊下5) 撤去詳細図(1)	S-29	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 スラブ配筋図		
A-50	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-1 WC詳細図(2)	A-100	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-2 天井伏図(1)	A-150	(渡り廊下5) 撤去詳細図(2)	S-30	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) ①-3 スラブ、壁、耐力壁配筋図		

I. 工事概要		章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項									
1. 工事名称	R 1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 2号館等解体他工事		○本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。		○受注者は、工用車両による土砂、工用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。									
2. 工事場所	阿南市新野町室ノ久保				○受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。 また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。									
3. 工事概要	A. 建物取り壊し ① 2号館 : 鉄筋コンクリート造 4階建 建築面積 972.45㎡ 延床面積 3,561.31㎡ ② 昇降口 : 鉄筋コンクリート造 平屋建 建築面積 56.60㎡ 延床面積 78.08㎡ ③ 国際交流室: 鉄筋コンクリート造 平屋建 建築面積 44.42㎡ 延床面積 44.42㎡ ④ 渡り廊下1: 鉄筋コンクリート造 2階建 建築面積 62.42㎡ 延床面積 62.42㎡ ⑤ 渡り廊下2: 鉄筋コンクリート造 2階建 建築面積 58.06㎡ 延床面積 58.06㎡ ⑥ 渡り廊下3: 鉄筋コンクリート造 平屋建 建築面積 60.97㎡ 延床面積 60.97㎡ ⑦ 渡り廊下4: 鉄骨造 平屋建 建築面積 40.00㎡ 延床面積 0㎡ ⑧ 渡り廊下5: 鉄骨造 平屋建 建築面積 63.36㎡ 延床面積 0㎡ ⑨ 倉庫1 : C B造 平屋建 建築面積 48.42㎡ 延床面積 48.42㎡ ⑩ プロパン庫: C B造 平屋建 建築面積 2.50㎡ 延床面積 2.50㎡ ⑪ ポンプ庫 : C B造 平屋建 建築面積 3.25㎡ 延床面積 3.25㎡		○本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。	④ 工事現場管理	○工事現場には、営繕課指定の工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。工事標識については、原則として徳島県産木材を用いた木製品を使用するものとする。また、県産木材の取扱いについては、「10. 工用資材・県産木材の使用」を準用する。									
4. 工期	工事完成年月日は平成 年 月 日とする。		○本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。		○受注者は、本工事で使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。									
II. 解体工事仕様書			○交通安全誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に120分間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている。(義務付けられていない))。 ・警備員は、延120人(昼120人、夜0人;うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。		○電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。									
章 項 目	特 記 事 項													
1章 解体一般共通事項	① 通用基準等	○設計図書の前順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの) (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 国土交通省大臣官房営繕部監修建築物解体工事共通仕様書(平成24年版)(以下「解体共通仕様書」という。)												
	② 施工条件	○施工条件は次による。 ○1. 2期の工事施工手順は、概略工程表を参考に監督員及び施設管理者と協議の上決定すること。 ○その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。  ○関連する他工事の開始、または完了時期を明記する。 本工事に関連のある△△工事は、△年△月△日発注予定。 本工事の工期には、別途△△工事の工期を含んでいる。 ○機毎に完成が特定される場合。 △△棟についての着工は、平成△年△月以降とし、平成△年△月までに完成させること。 ○施工時期、施工日、施工時間が特定される場合。 ・本工事の着工は、平成△年△月△日以降とする。但し、△△工事は除く。 ・△△工事については、土曜日の午後及び日曜祭日を行うものとする。 ・△△工事については、△時から△時までの間で行うこと。 ○工用車両等の経路及び時間・日時に制限がある場合。 ・△△道路は通学路であるため、△時から△時までの間は工事車両は通行しないものとする。 ○当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合。 ・本工事の△△工事については、現在地元との協議中であるが、平成△年△月△日に協議が成立する見込みである。 ・JR△△線と近接工事となる△△工事については、△△保護線と協議中であり、施工方法等について条件が付された場合は別途監督員の指示によること。なお、△年△月頃に協議が成立の見込みである。 ○工事着手時期に指定がある場合。 ・本工事の△△工事の着工は、平成△年△月△日以降とし、平成△年△月△日までに原形復旧するものとする。 ・本工事は工事の円滑な施工を確保するため平成△年△月△日に着工すること。 ○工事着手前に地下工作物等の調査を必要とする場合。 ・本工事の着手前に、給排水、ガス管、地下埋設物の調査を行う。調査期間は△週間とする。切回し時期については△△頃とする。 ○借地、工用敷地(使用可能範囲)、仮囲いの場所、範囲は図示する。 ○公害関係 ・騒音、振動 コンクリート部分の取壊し工事は△時から△時までとし、圧砕機を使用する。 ・防音パネル、防音シートを使用する場合は、仕様、範囲、期間を明示する。 ・防塵シートを使用する場合は仕様、範囲、期間を明示する。 ・家屋調査 家屋の内外壁クラック、ひずみ調査を工事着手と完成前に、立会いのものに行い、写真撮影をし報告書を△部作成する。 ○本工事の△△工事については、現在地元と協議中であるが平成△年△月△日頃に協議が成立する見込みです。 ○工用排水の工法、処理方法、放流先、予定排水量及び負担金について明示する。 ○撤去物の種類、規模、構造及び工法、養生方法、発生材の処理場、処理単価等を明示する。 ○一般道路の清掃、防塵、補修内容について明示する。 ○安全対策関係 ・工事の施工に当たっては工事進入ゲートに交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように充分注意し施工するものとする。 ・△△学校の児童の通学路は別途図示のとおりであり、交通整理員を配置し、児童の通学に安全を確保するものとする。(交通整理員の配置は、△時から△時までの間) なお、別途の図示により難しい場合は、別途監督員と協議するものとする。	② 工事関係図書	○施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。  ○上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。  ○施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。  ○工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。  ○工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。  ○工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。  ○工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。  ○受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。  ○地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。  ○受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう 受注者の負担でその都度補修又は補償すること。  ○受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。  ○受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。  ○受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。  ○受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和元年度末までは、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。	③ 安全衛生管理	○受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外を下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。  ○施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。  ○上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。  ○施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。  ○工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。  ○工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。  ○工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。  ○工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。  ○受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。  ○地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。  ○受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう 受注者の負担でその都度補修又は補償すること。  ○受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。  ○受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。  ○受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。  ○受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和元年度末までは、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。	⑥ 技能士の適用	○技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。 なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。 ○印 …… 適用作業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>○ とび作業</td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	○ とび作業
工事種目	技能検定職種	技能検定作業												
仮設	とび	○ とび作業												
			○交通安全誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に120分間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている。(義務付けられていない))。 ・警備員は、延120人(昼120人、夜0人;うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。		○受注者は、本工事で使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。									
			○電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。		○受注者は、本工事で使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。									
			○交通安全誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に120分間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている。(義務付けられていない))。 ・警備員は、延120人(昼120人、夜0人;うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。		○受注者は、本工事で使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。									
			○電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。		○受注者は、本工事で使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。									
			○交通安全誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に120分間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている。(義務付けられていない))。 ・警備員は、延120人(昼120人、夜0人;うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。		○受注者は、本工事で使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。									
			○電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。		○受注者は、本工事で使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。									
			○交通安全誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に120分間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている。(義務付けられていない))。 ・警備員は、延120人(昼120人、夜0人;うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。		○受注者は、本工事で使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。									
			○電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。		○受注者は、本工事で使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。									
			○交通安全誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に120分間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている。(義務付けられていない))。 ・警備員は、延120人(昼120人、夜0人;うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。		○受注者は、本工事で使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。									
			○電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。		○受注者は、本工事で使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。									
			○交通安全誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に120分間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている。(義務付けられていない))。 ・警備員は、延120人(昼120人、夜0人;うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。		○受注者は、本工事で使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。									
			○電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。		○受注者は、本工事で使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。									
			○交通安全誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に120分間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている。(義務付けられていない))。 ・警備員は、延120人(昼120人、夜0人;うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。		○受注者は、本工事で使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。									
			○電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。		○受注者は、本工事で使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。									
			○交通安全誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に120分間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている。(義務付けられていない))。 ・警備員は、延120人(昼120人、夜0人;うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。		○受注者は、本工事で使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。									
			○電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。		○受注者は、本工事で使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。									
			○交通安全誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に120分間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている。(義務付けられていない))。 ・警備員は、延120人(昼120人、夜0人;うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。		○受注者は、本工事で使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。									
			○電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。		○受注者は、本工事で使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。									
			○交通安全誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に120分間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている。(義務付けられていない))。 ・警備員は、延120人(昼120人、夜0人;うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。		○受注者は、本工事で使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。									
			○電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。		○受注者は、本工事で使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。									
			○交通安全誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に120分間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている。(義務付けられていない))。 ・警備員は、延120人(昼120人、夜0人;うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。		○受注者は、本工事で使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。									
			○電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。		○受注者は、本工事で使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。									
			○交通安全誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に120分間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定											



章	項 目	特 記 事 項
7	地下埋設物埋設配管等	○解体範囲内の設備機器等の撤去も本工事に含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること。
	8 整地・埋戻し・盛土	○埋戻しは、(購入土)・クラッシュラン・再生クラッシュラン・現場発生土・他工事の現場発生土)とする。  ・混入する石の最大径は mm程度とする。  ○埋戻し高さは、図示 とする。  ○整地範囲は図示による。
	10 墜落防止対策	○2階以上の腰壁のない開口部等から廃棄物の搬出作業を行う場合には、墜落防止の手摺り等を設けること。  ○手摺り等を設けることが著しく困難なとき、又は、作業の必要上臨時に手摺り等を取り外すときは、安全帯を使用したままの状態で作業を行えるよう考慮し、作業員に安全帯の着用を徹底させること。

章	項 目	特 記 事 項
4章 建設廃棄物の処理	1 一般事項	○発生材の処理等は、次により適正に行う (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 ・コンクリート(無筋) 処分許可業者の会社名、所在地：県南クリーン(有)(中間処分) 阿南市津乃峰町西分178-1 処分地の所在地：阿南市津乃峰町西分178-1, 179, 180 運搬距離：6.9km 処理単価(税抜き)：800円/t ・コンクリート(有筋) 処分許可業者の会社名、所在地：県南クリーン(有)(中間処分) 阿南市津乃峰町西分178-1 処分地の所在地：阿南市津乃峰町西分178-1, 179, 180 運搬距離：6.9km 処理単価(税抜き)：1,000円/t ・7777 処分許可業者の会社名、所在地：県南クリーン(有)(中間処分) 阿南市津乃峰町西分178-1 処分地の所在地：阿南市津乃峰町西分178-1, 179, 180 運搬距離：6.9km 処理単価(税抜き)：800円/t ・金属(処分) 処分許可業者の会社名、所在地：(株)旭金属☆優良認定業者 徳島市東沖洲1丁目12 処分地の所在地：徳島市東沖洲1丁目12 運搬距離：33.2km 処理単価(税抜き)：0円/t ・ガラス 処分許可業者の会社名、所在地：(株)フクブル 徳島市上八万町田中1148番地1 処分地の所在地：徳島市上八万町田中1148番 運搬距離：33.2km 処理単価(税抜き)：3,700円/t ・木材 処分許可業者の会社名、所在地：(有)青藍 阿南市桑野町尾花117番地 処分地の所在地：阿南市桑野町尾花117番地 運搬距離：1.9km 処理単価(税抜き)：10,000円/t ・廃ア 処分許可業者の会社名、所在地：(株)丸八木村商店☆優良認定業者 吉野川市鴨島町鴨島652-1 処分地の所在地：吉野川市鴨島町鴨島652-1 運搬距離：50.2km 処理単価(税抜き)：10,000円/m3 ・石膏ボード 処分許可業者の会社名、所在地：(株)材☆優良認定業者 徳島市西新浜町二丁目22番地 処分地の所在地：徳島市論田町新開66番地91 運搬距離：27.2km 処理単価(税抜き)：18,000円/t ・7777含有建材 処分許可業者の会社名、所在地：(株)明和クリン 三好市山城町寺野字大休場956 処分地の所在地：三好市山城町寺野字大休場956 運搬距離：116.8km 処理単価(税抜き)：20,000円/m3 ・有価材 軽量鉄骨・鉄骨/サツ スチール/サツ 7777 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。 また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再生資源化施設への搬出を原則とする。

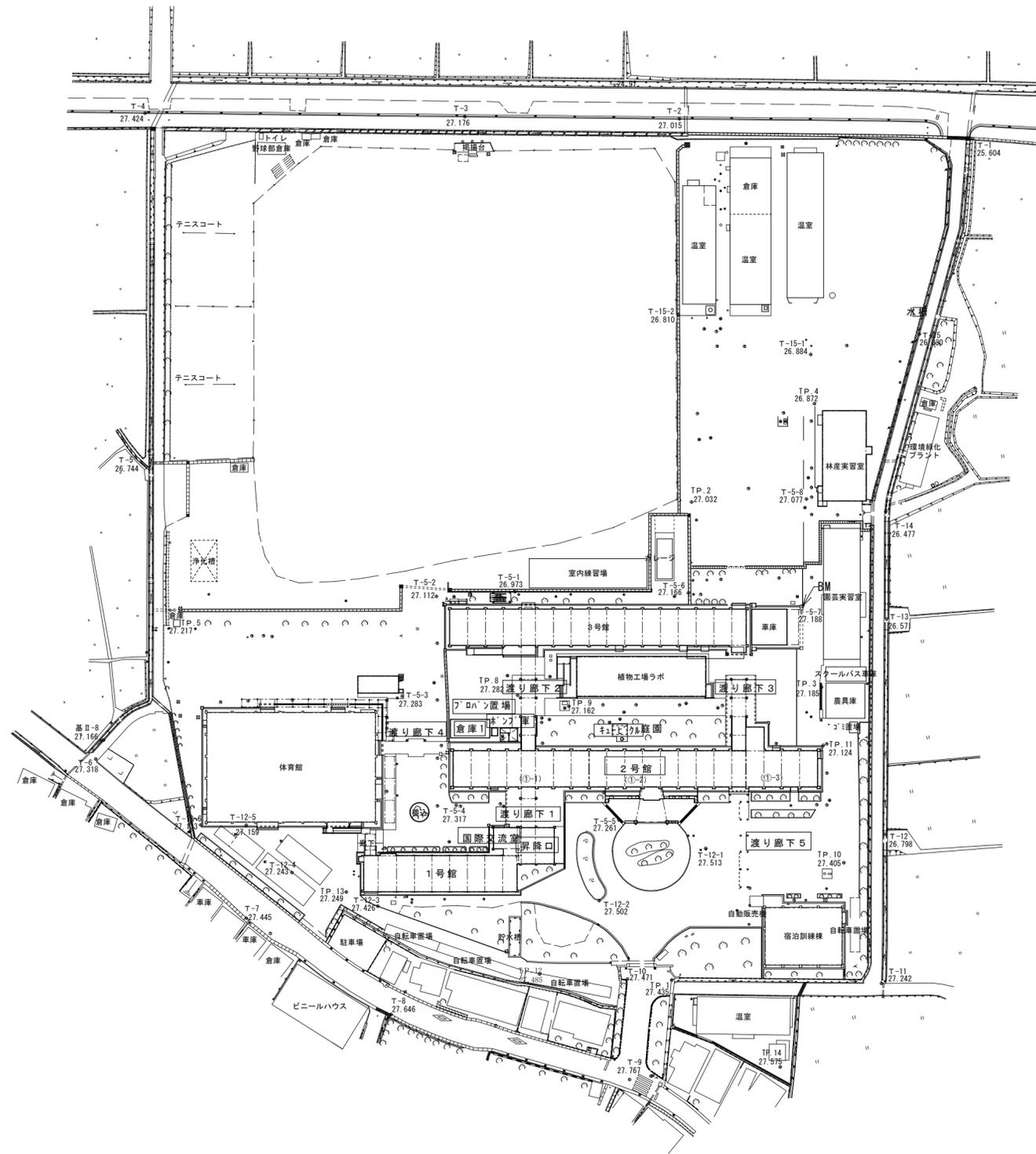
章	項 目	特 記 事 項				
5章 特別管理産業廃棄物の処理等	1 施工調査	○特別管理産業廃棄物(7777含有建材)処理方法(い)A3、吹付け材の処理方法)  ・特殊な建設副産物( )処理方法( )  ○特別管理産業物等の分析調査(有)・(無)( )  ・ポリサルファイド系PCB含有シーリング材については、撤去後建物所有者へ移管すること。 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>建物名称</td> <td>該 当 箇 所</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>  ・PCB含有シーリング材が残らないよう下地が露出する程度まで極力除去すること。  ・作業員は保護手袋・保護マスクを着用し、散逸しないよう注意しながらカッターナイフ等により撤去する。撤去物は、ポリエチレン製の袋に回収し、保管容器に収納し建物所有者に移管する。  ・休憩時及び作業終了時には必ず手洗いをを行うこと。また、作業後は周囲を清掃し、散逸物を回収すること。	建物名称	該 当 箇 所		
	建物名称	該 当 箇 所				
	2. PCB含有シーリング材					

章	項 目	特 記 事 項
6章 アスベスト含有建材の除去等	1. 適用基準	○図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成28年版(以下「改標仕」という。) ②公共建築改修工事標準仕様書(電気工事編) 平成28年版 ③公共建築改修工事標準仕様書(機械工事編) 平成28年版
	2. 一般事項	○関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。  ○石綿ばく露防止対策等の実施内容を見やすい場所に掲示すること。  ○事前の施工調査等を改標仕9.1.1(d)により行い、調査結果を監督員に提出すること。 ・ただし、分析によるアスベスト含有の調査は、JIS A 1481-1による。  ○アスベスト粉塵濃度測定を(行)・行わない)。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定を行う場合、アスベスト除去工法の仕様による。 ・測定機関は、徳島労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を(3)部作成し監督員に提出すること。  ○施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書を監督員に提出し、承認を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。  ○アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督員に提出する。

章	項 目	特 記 事 項															
7章 7777含有吹付け材の除去及び7777含有保温材等の除去	1 7777含有吹付け材の除去	○工法 (1) アスベスト除去工法は、「建築物等の保全技術・技術審査証明事業」による保全審査証明取得工法または、(財)日本建築センターによる審査証明取得工法とする。 (2) アスベスト含有吹付け材の除去工法は、以下による。 ・集じん装置併用手工具ケレン工法 ・剥離剤併用手工具ケレン工法 ・集じん装置付ディスクグラインダーケレン工法  ○除去箇所一覧表 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th>階数</th> <th>室 名</th> <th>箇所</th> <th>建 材 種 別</th> <th>面 積</th> </tr> <tr> <td>3</td> <td>茶室廻り</td> <td>図示</td> <td>1 番かべ</td> <td>約90㎡</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>  ・作業場の隔離等 (1) 前室、洗浄室及び更衣室は( 図示の位置に設ける ・ 仮設建築物を設ける)。  ○施工記録等 (1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間の保存すること。  ○養生等 (1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。 外部足場(種類： , 仕様 枚布, D= cm, シート種類： ) ・枠組足場を設置する場合は、原則として、手すり先行型足場を採用し、「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省 平成15年4月)によるものとし、手すり先行工法の方法を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。 仮囲い高さ：H= m (2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 内部足場(種類：脚立足場, 仕様 枚布, D= cm) 養生種別(ラフエッジ)は0.15)	階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面 積	3	茶室廻り	図示	1 番かべ	約90㎡					
	階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面 積												
	3	茶室廻り	図示	1 番かべ	約90㎡												
	2 7777含有成形板の除去	○工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。 (2) 除去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。 (3) 除去作業中は、原則として散水その他の方法により、アスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。 (4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。 (5) やむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを飛散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。  ○除去箇所一覧表 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th>階数</th> <th>室 名</th> <th>箇所</th> <th>建 材 種 別</th> <th>面 積</th> </tr> <tr> <td>図示</td> <td>図示</td> <td>図示</td> <td>図示(仕上表)</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>  ○施工記録等 (1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。	階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面 積	図示	図示	図示	図示(仕上表)	図示					
	階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面 積												
	図示	図示	図示	図示(仕上表)	図示												

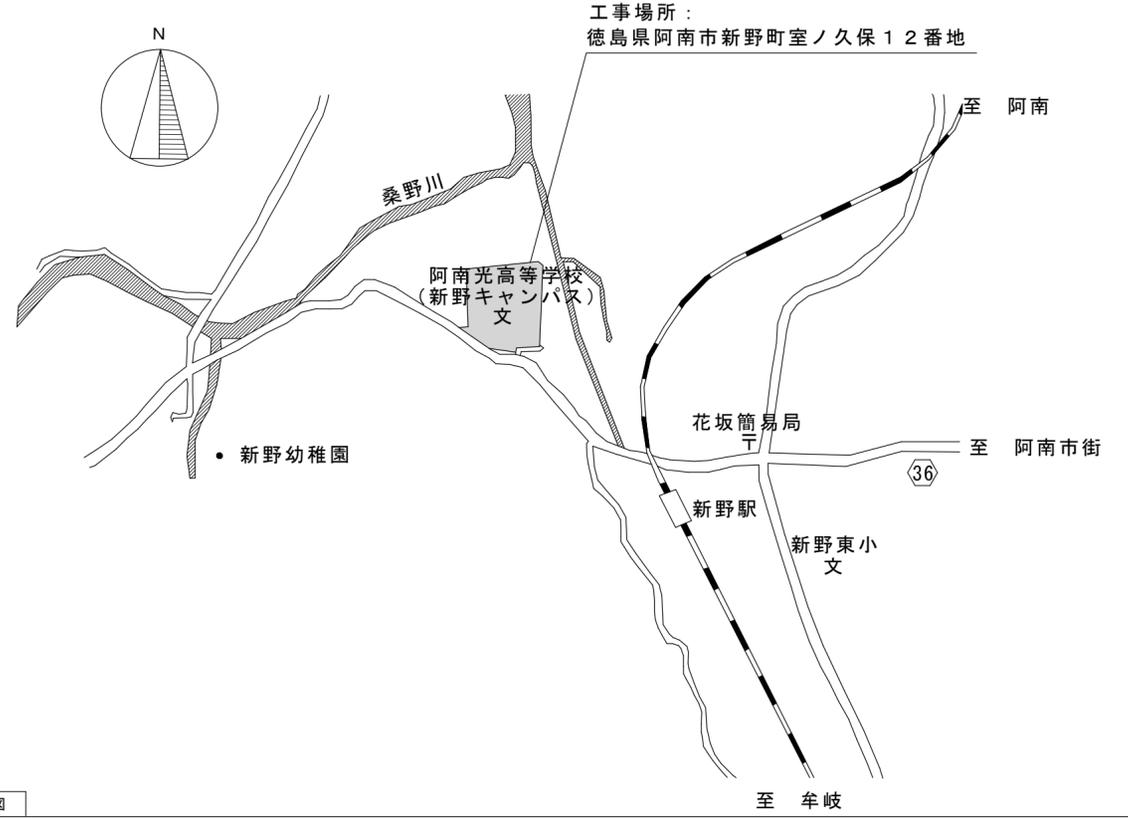
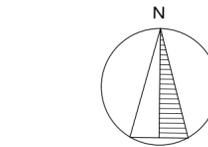
工事名	H 3 1 営繕 阿南光高等学校阿南・新野 2号館等解体工事	株式会社 橋 建 築 事 務 所	一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸	(共通)	-	A - 3
			〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橋建築事務所			
			一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878			

解体工事特記仕様書(3)



(解体前) 全体配置図 S=1/1,000

建物名 : 解体建物を示す。  
(解体範囲は解体配置図参照)



付近見取図

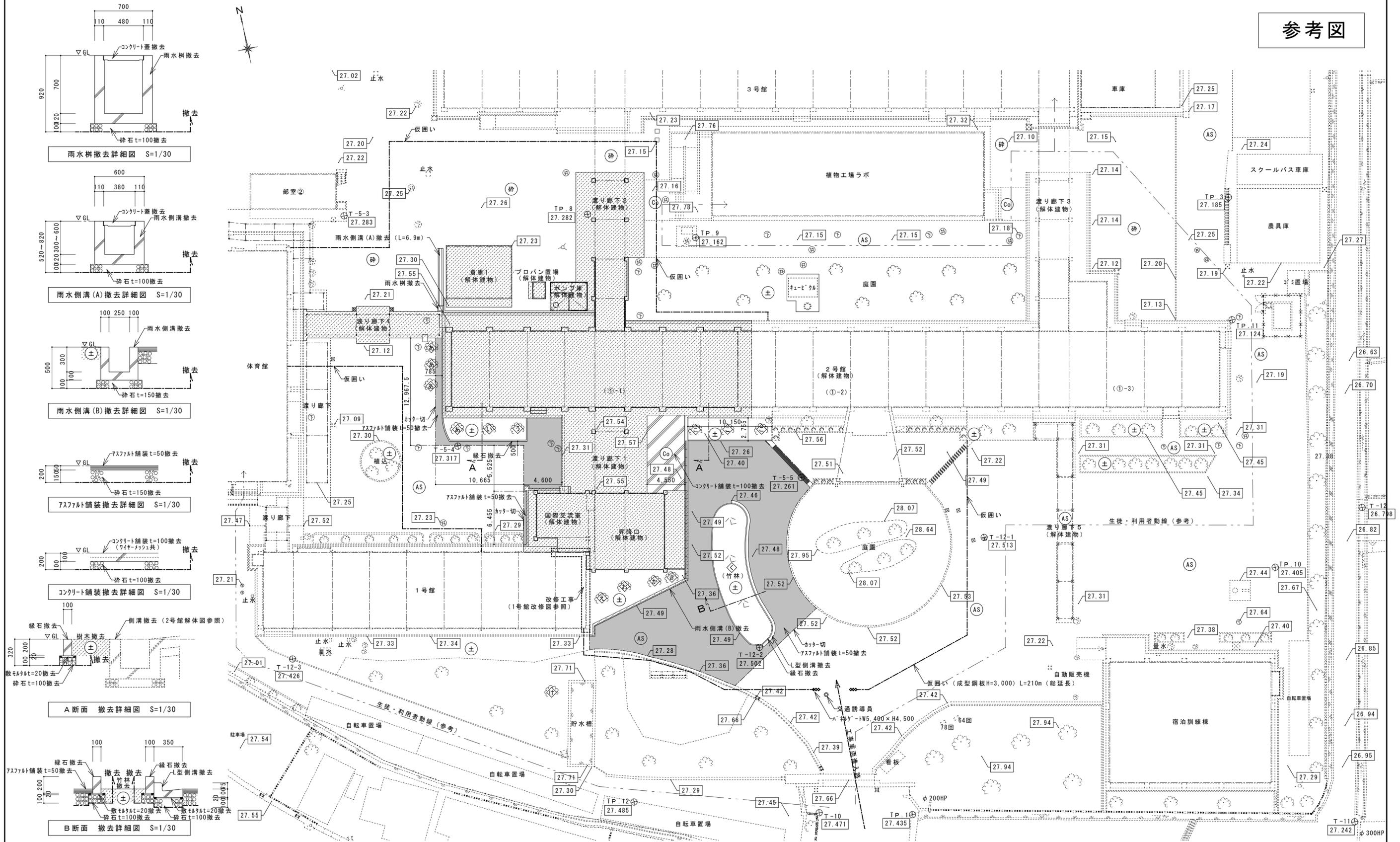
概略工程表 (参考)		1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月
全体	事前調査						
①. 2号館 ①-1	仮設工事	準備期間		養生撤去	仮囲い撤去		
②. 昇降口	内装建具撤去工事						
③. 国際交流室							
④. 渡り廊下1	解体工事						
⑤. 渡り廊下2							
⑦. 渡り廊下4							
⑧. 倉庫1	整地						
⑩. プロパン庫							
⑪. ポンプ庫	1号館改修工事						
①. 2号館 ①-2, 3	仮設工事					養生撤去	仮囲い撤去
⑥. 渡り廊下3	7x7x7撤去工事						
⑧. 渡り廊下5							
	内装建具撤去工事						
	解体工事						
	整地						

■支障物件について

- ・受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- ・地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
- ・受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

工事名	H31 3 当 阿南光高等学校阿南・新野 2号館等解体工事	株式 会社	橋 建 築 事 務 所	一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸	(共通)	1/1,000	A-4
				〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橋建築事務所			
				一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878			
					配置図, 付近見取図		





雨水樹撤去詳細図 S=1/30

雨水側溝(A)撤去詳細図 S=1/30

雨水側溝(B)撤去詳細図 S=1/30

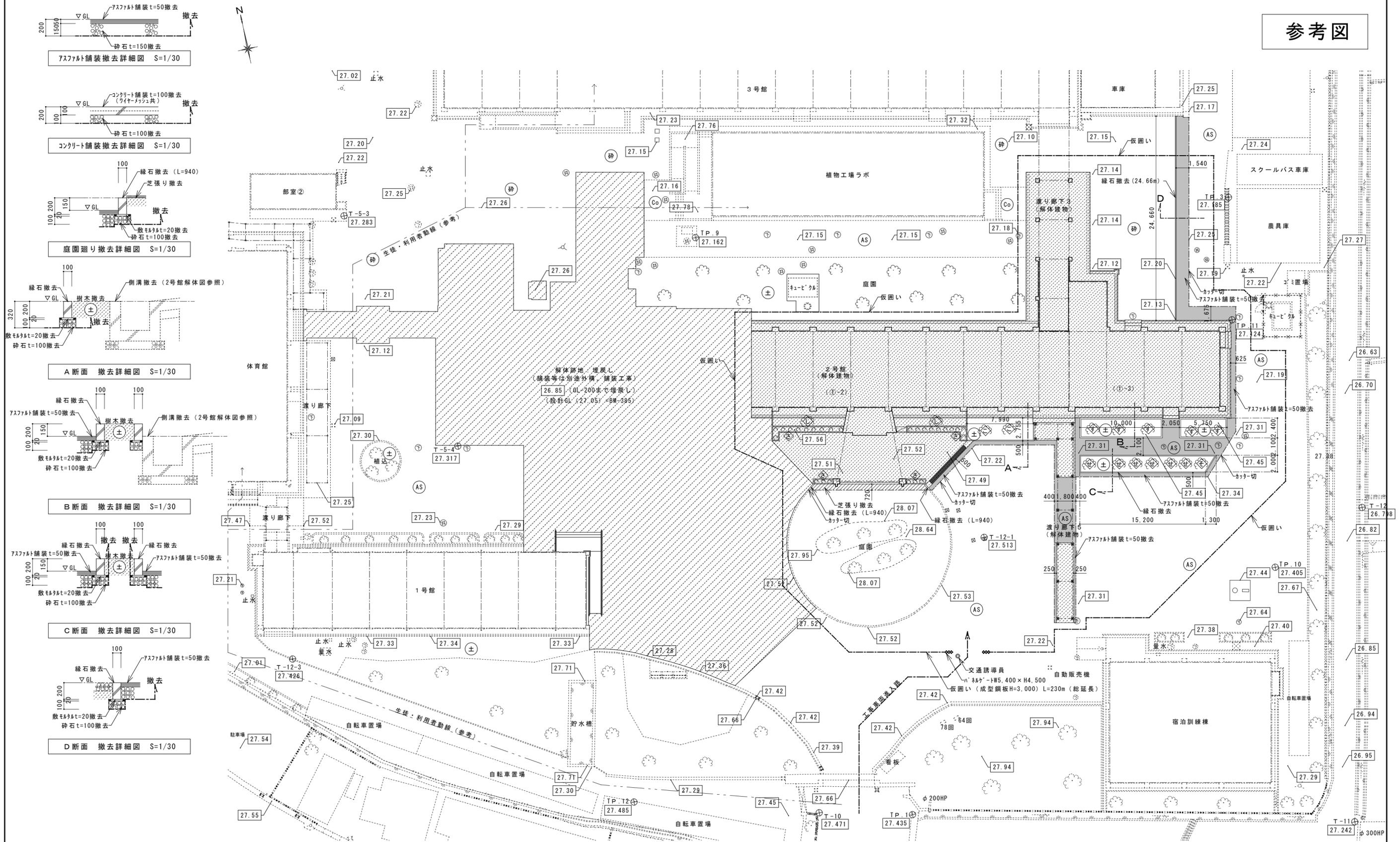
アスファルト舗装撤去詳細図 S=1/30

コンクリート舗装撤去詳細図 S=1/30

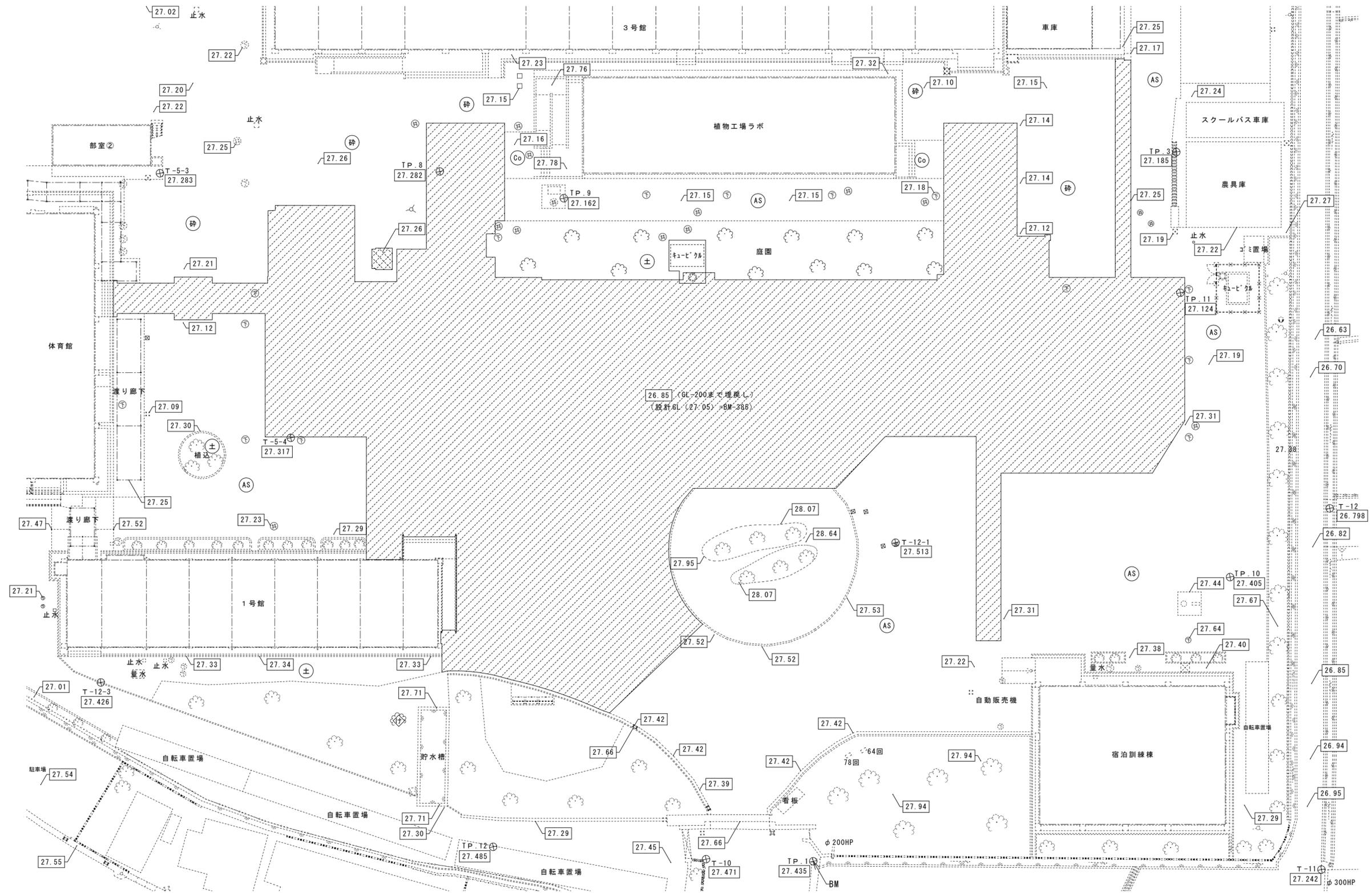
A断面 撤去詳細図 S=1/30

B断面 撤去詳細図 S=1/30

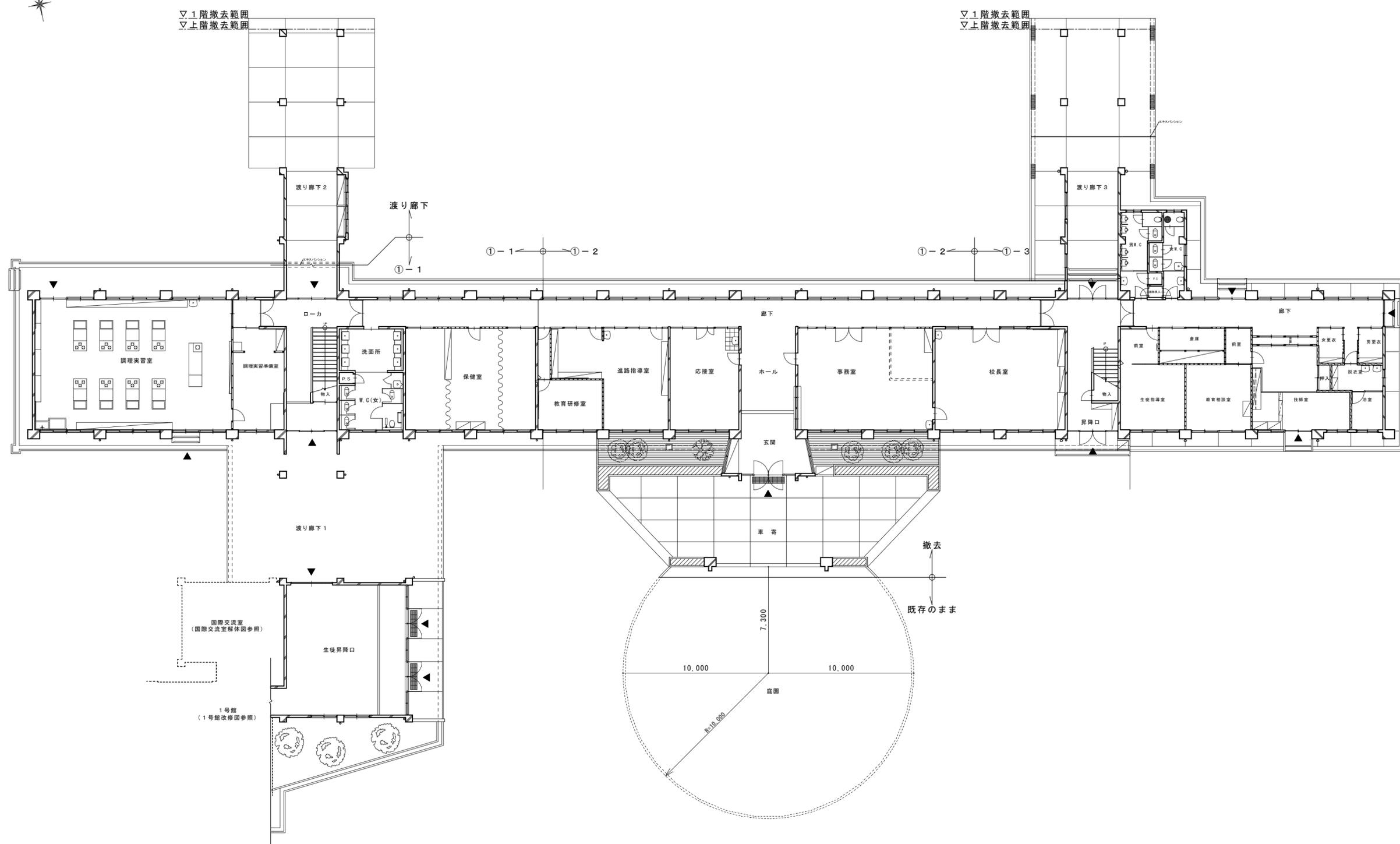
既存舗装仕上り		凡例		既存樹木撤去リスト(伐採・伐根共)					
記号	仕様	記号	仕様	記号	仕様	数量	記号	仕様	数量
AS	既存アスファルト舗装t=50	■	解体建物(各解体図参照のこと)	④	H=3.0、C=0.4、W=2.0	4	④	H=6.0、C=0.6、W=4.0	1
Co	既存コンクリート舗装t=100	■	既存アスファルト舗装t=50撤去	④	H=5.0、C=0.1、W=2.0	1	④	H=5.0、C=0.3、W=3.0	3
砕	既存砕石敷	■	既存コンクリート舗装t=100撤去	④	H=4.0、C=0.5、W=1.5	1	④	H=1.5、C=0.3、W=1.5	1
土	整地のまま	■	芝張り撤去	④	H=3.0、C=0.3、W=2.0	1	④	H=4.5、W=0.03(竹林)	70



既存舗装仕上り		凡例		既存樹木撤去リスト (伐採・伐根共)					
記号	仕様	記号	仕様	記号	仕様	数量	記号	仕様	数量
AS	既存アスファルト舗装t=50	■	解体建物 (各解体図参照のこと)	◇	H=5.0、C=0.6、W=5.0	2	◇	H=4.0、C=0.3、W=2.0	6
Co	既存コンクリート舗装t=100	■	既存アスファルト舗装t=50撤去	◇	H=0.4、C=0.1、W=0.8	26	◇	H=2.0、C=0.3、W=2.0	1
砕	既存砕石敷	■	既存コンクリート舗装t=100撤去	◇	H=3.0、C=0.2、W=3.0	2			
土	整地のまま	■	芝張り撤去	◇	H=5.0、C=0.4、W=2.0	5			

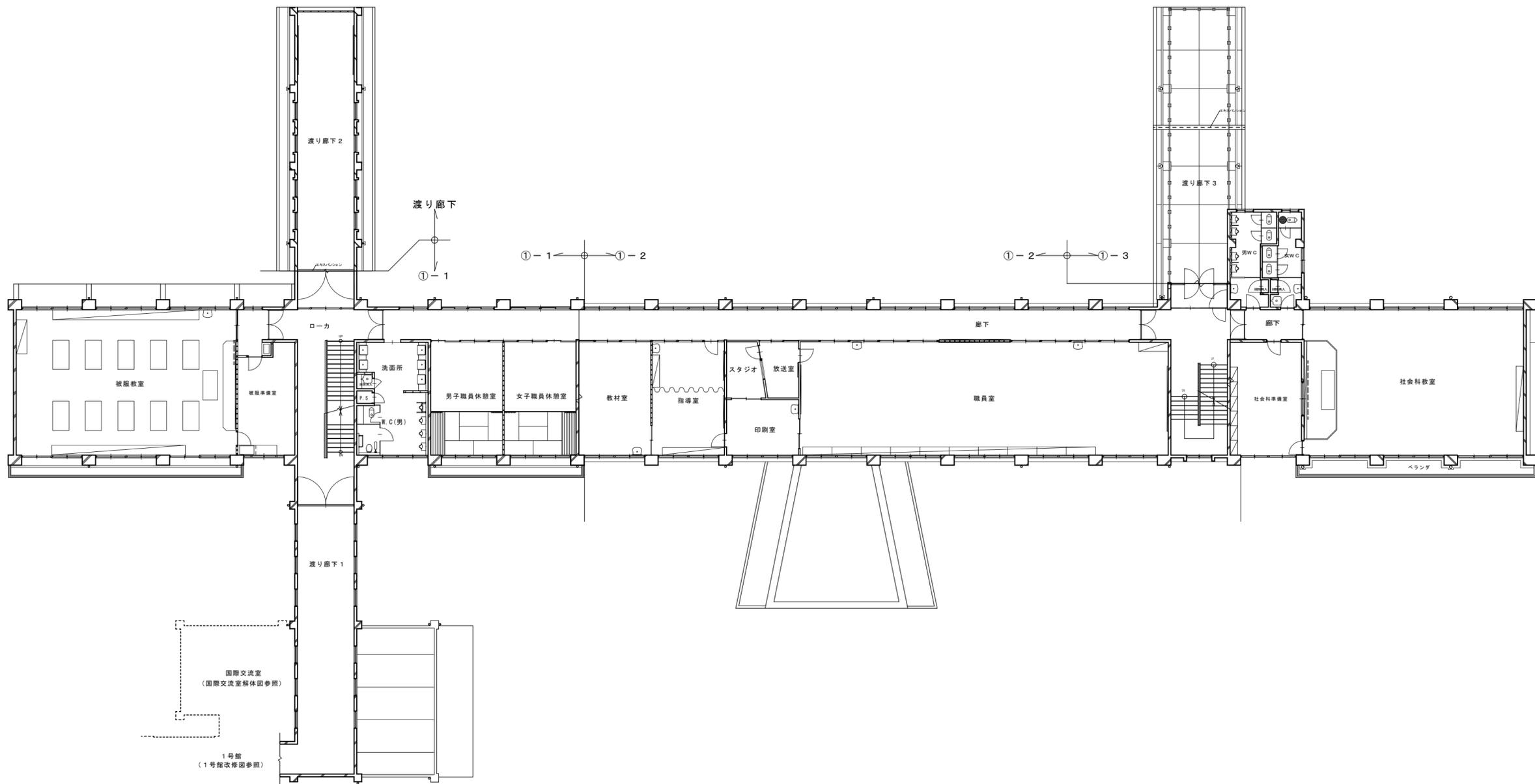


既存舗装仕上り		凡例		既存樹木撤去リスト (伐採・伐根共)											
記号	仕様	記号	仕様	記号	仕様	数量	記号	仕様	数量	記号	仕様	数量	記号	仕様	数量
AS	既存アスファルト舗装 t=50	■	解体建物 (各解体回参照のこと)	⊕	H=3.0、C=0.4、W=2.0	4	⊕	H=6.0、C=0.6、W=4.0	1	⊕	H=10.0、C=0.6、W=7.0	1	⊕	H=5.0、C=0.4、W=2.0	5
Co	既存コンクリート舗装 t=100	■	既存アスファルト舗装 t=50撤去	⊕	H=5.0、C=0.1、W=2.0	1	⊕	H=5.0、C=0.3、W=3.0	1	⊕	H=5.0、C=0.6、W=5.0 (1期: 3本、2期: 2本)	5	⊕	H=4.0、C=0.3、W=2.0	6
砕	既存砕石敷	■	既存コンクリート舗装 t=100撤去	⊕	H=4.0、C=0.5、W=1.5	1	⊕	H=1.5、C=0.3、W=1.5	1	⊕	H=0.4、C=0.1、W=0.8	26	⊕	H=2.0、C=0.3、W=2.0	1
土	整地のまま	■	芝張り撤去	⊕	H=3.0、C=0.3、W=2.0	1	⊕	H=4.5、W=0.03 (竹林)	70	⊕	H=3.0、C=0.2、W=3.0	2			



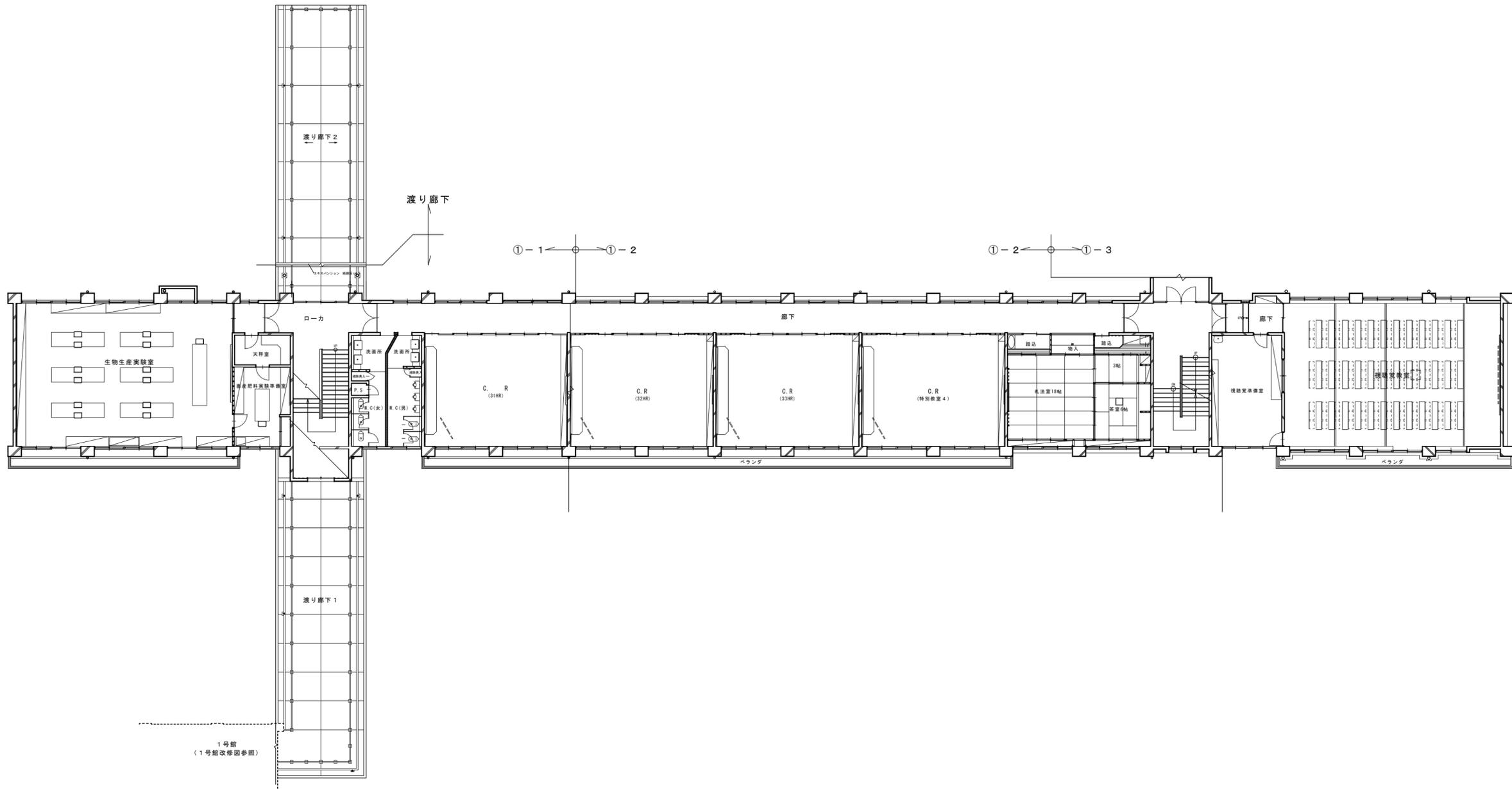
(2号館・渡り廊下1,2,3、昇降口) 1階平面図 S=1/200 ※特記なき図中の物は全て撤去すること

工事名	H31 営繕 阿南光高等学校阿南・新野 2号館等解体工事	株式会社 橋建築事務所	一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸	(2号館・渡り廊下1,2,3、昇降口)	1/200	A-9
			〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橋建築事務所 一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878			
			1階平面図			



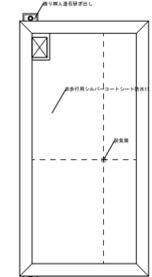
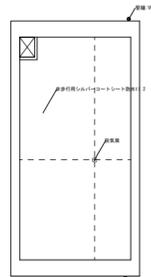
(2号館・渡り廊下1,2,3、昇降口) 2階平面図 S=1/200 ※特記なき図中の物は全て撤去すること

工事名	H 3 1 営繕 阿南光高等学校阿南・新野 2号館等解体工事	株式会社 橋建築事務所				一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸	(2号館・渡り廊下1,2,3、昇降口) 2階平面図	1/200	A-10
						〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橋建築事務所			
						一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878			

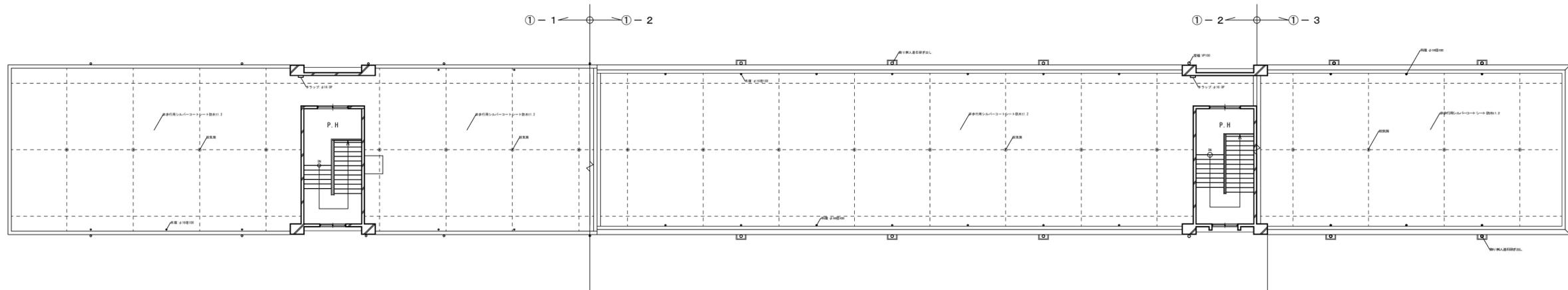


(2号館・渡り廊下1,2,3、昇降口) 3階平面図 S=1/200 ※特記なき図中の物は全て撤去すること

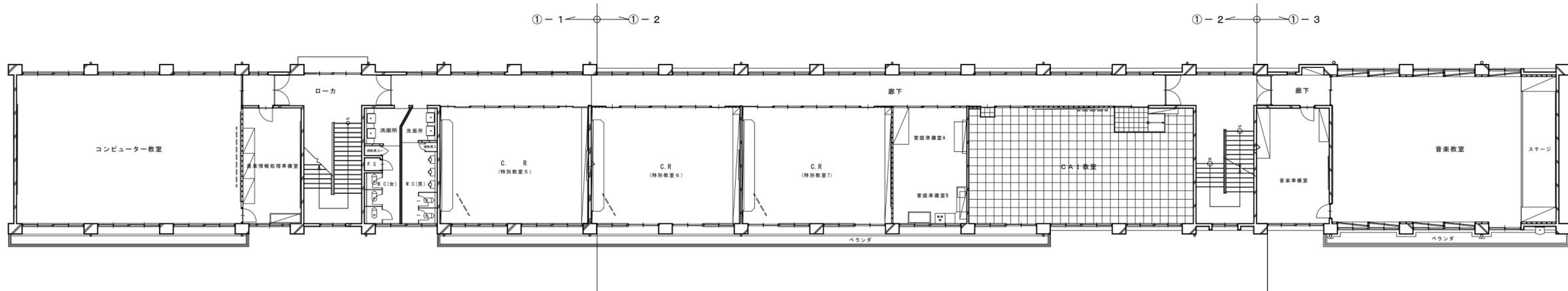
工事名	H 3 1 営繕 阿南光高等学校阿南・新野 2号館等解体工事	株式会社 橋建築事務所				一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸	(2号館・渡り廊下1,2,3、昇降口)	1/200	A-11
						〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橋建築事務所			
						一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878			
							3階平面図		



(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) PHR階平面図 S=1/200 ※特記なき図中の物は全て撤去すること



(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) R階平面図 S=1/200 ※特記なき図中の物は全て撤去すること



(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口) 4階平面図 S=1/200 ※特記なき図中の物は全て撤去すること

工事名	H31 営繕 阿南光高等学校阿南・新野 2号館等解体工事	株式会社 橋建築事務所				一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸	(2号館・渡り廊下1.2.3、昇降口)	1/200	A-12
						〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橋建築事務所			
						一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878			

外部仕上表

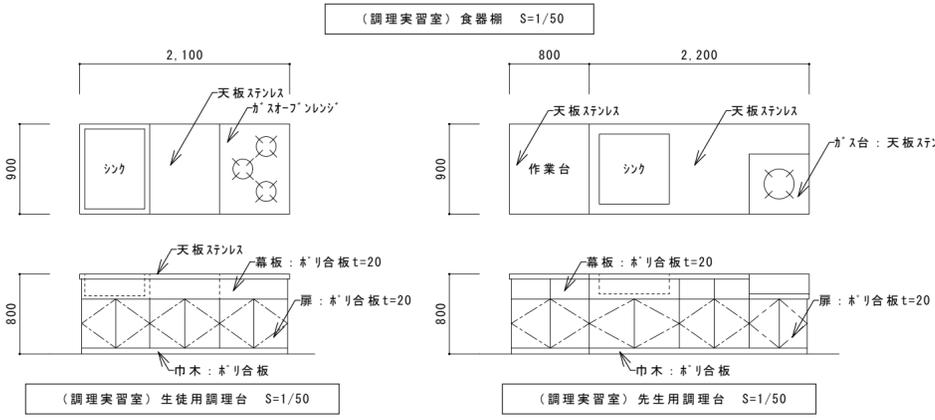
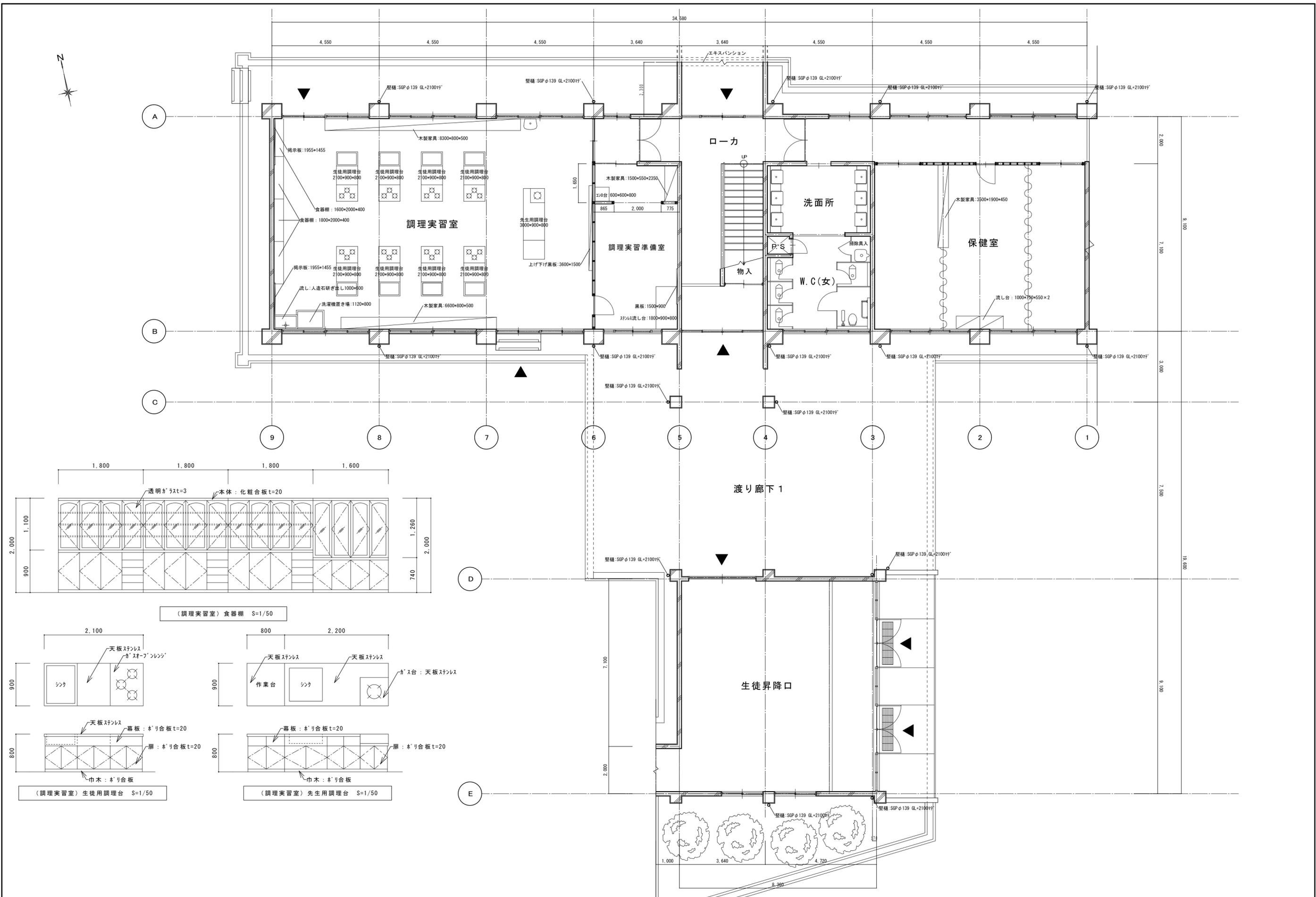
外壁	モルタル刷毛引エマルジョンリシン及びダイヤリシン吹付、一部小口タイル貼	庇	防水モルタルコテミガキ
外巾木	モルタル刷毛引、目地コーキング埋め	床	モルタルコテミガキ、一部人造石研ぎ出し目地切、階段部分は段鼻タイル貼
屋根	ユニロン防水第1仕様の上シート防水 t 1.2シルバーコート仕上		
ペランダ	防水モルタルコテミガキの上目地切、ペランダ下部(軒天部分)モルタル刷毛引エマルジョンリシン及びダイヤリシン吹付		

内部各室仕上表

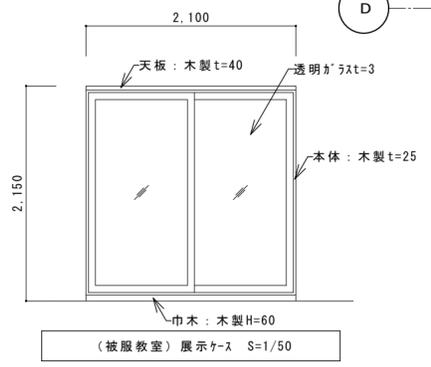
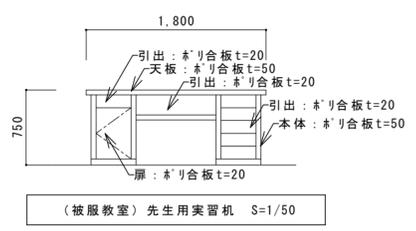
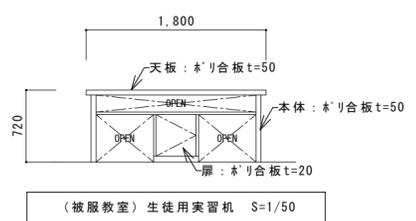
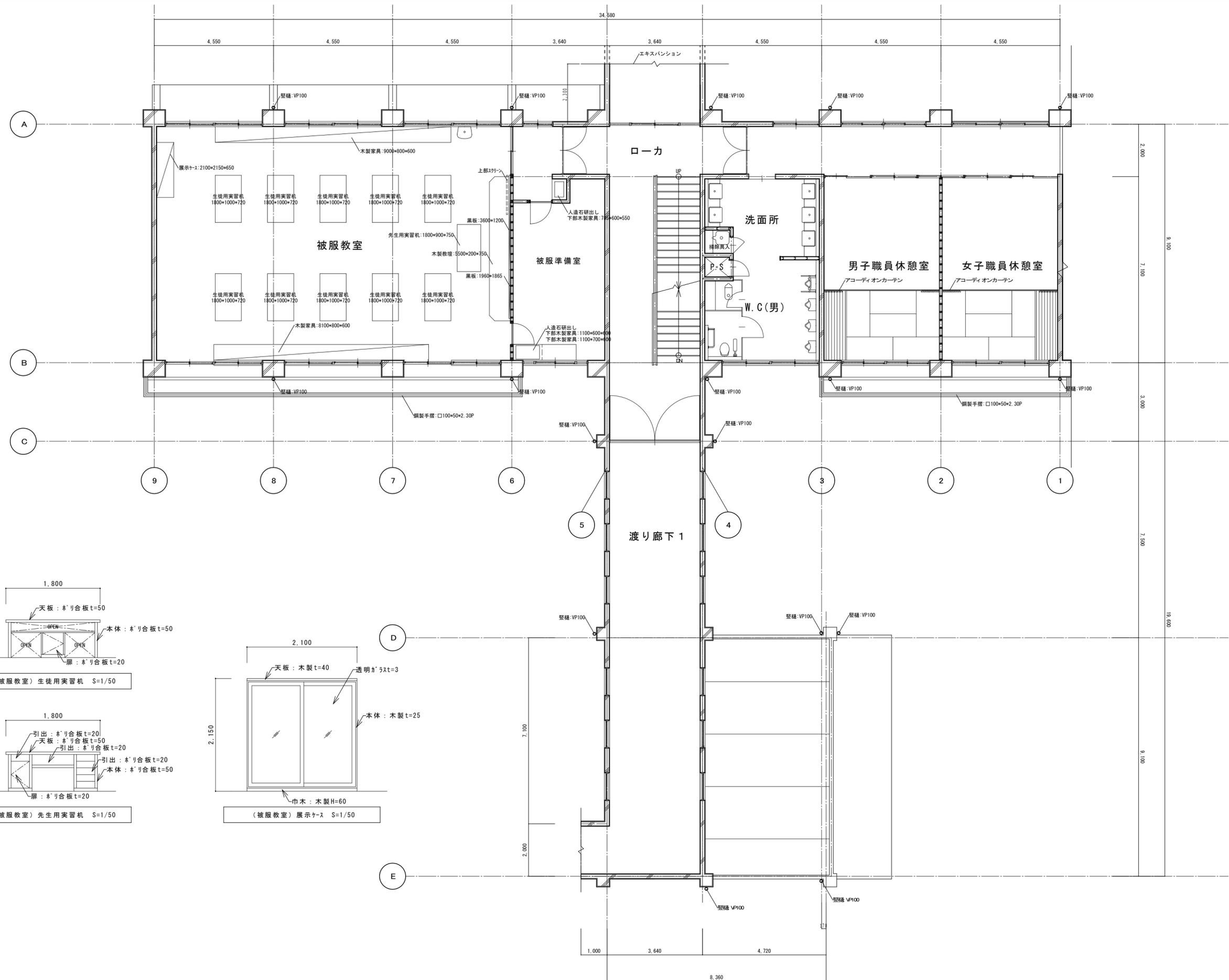
階	区分	室名	床	記号	巾木	記号	腰	記号	壁	記号	天井	記号	備考
1階		調理実習室	ナラフローリングブロック(下地モルタル)		モルタルコテミガキEP		ラワンベニヤ t5.5 OP モルタルコテミガキEP		ラワンベニヤ t5.5 OP ナイロンラシャ貼(下地ラワンベニヤ t5.5) グラスタ一塗り		フレキシブルボード t4 産目地EP グラスタ一塗り		
		調理実習準備室	V A T貼(下地モルタルコテミガキ)	(★)	モルタルコテミガキEP		モルタルコテミガキEP		モルタルコテミガキEP グラスタ一塗り		グラスタ一ボード産目地EP		
		W.C(女)	50角磁器質タイル			100角陶器質タイル		100角陶器質タイル	RC:モルタルEP LGS:FK t8+t8 EP		FK t6 EP		H13改修
		洗面所	ビニル床シート			100角陶器質タイル		100角陶器質タイル	RC:モルタルEP LGS:FK t8+t8 EP		FK t6 EP		H13改修
		保健室	カーペット敷き(下地モルタルコテミガキ)			モルタルコテミガキEP		モルタルコテミガキEP ゾラコート吹付	モルタルコテミガキEP ゾラコート吹付		東洋吸音板 グラスタ一塗り		
		階段室	人造石研ぎ出し V A T貼(下地モルタルコテミガキ)	(★)	モルタルコテミガキEP		モルタルコテミガキEP ゾラコート吹付		モルタルコテミガキEP ゾラコート吹付		ウズシオ吸音板 グラスタ一塗り		
		階段室 昇降口	クリンカータイル貼			小口タイル貼		モルタルコテミガキEP ゾラコート吹付	モルタルコテミガキEP ゾラコート吹付		ウズシオ吸音板 グラスタ一塗り		
		階段室 物入	モルタルコテミガキ			モルタルコテミガキ		モルタル刷毛引	モルタル刷毛引		グラスタ一塗り		
		ローカ	V A T貼(下地モルタルコテミガキ)	(★)	モルタルコテミガキEP		モルタルコテミガキEP		モルタルコテミガキEP グラスタ一塗り		グラスタ一ボード産目地EP グラスタ一塗り		
		生徒昇降口	クリンカータイル貼 人造石研ぎ出し			人造石研ぎ出し		モルタルコテミガキEP ゾラコート吹付	モルタルコテミガキEP ゾラコート吹付		ネオパールスキン吹付(下地ラワンベニヤ t4 寒紗砂貼)		
	渡り廊下 1, 2	モルタル押えホウキ目仕上			—		—	—		—			
2階		男子職員休憩室	カーペット敷き			モルタルコテミガキEP		モルタルコテミガキEP		ナイロンラシャ貼(下地ラワンベニヤ t5.5) ラワンベニヤ t5.5 OP グラスタ一塗り		東洋吸音板 グラスタ一塗り	
		女子職員休憩室	タタミ敷き			襖 OP		ラワンベニヤ t5.5 OP		ラワンベニヤ t5.5 OP グラスタ一塗り		グラスタ一塗り	
		W.C(男)	50角磁器質タイル(アスファルト防水+保護コンクリート)			100角陶器質タイル(アスファルト防水)		100角陶器質タイル	RC:モルタルEP LGS:FK t8+t8 EP		FK t6 EP		H13改修
		洗面所	ビニル床シート(アスファルト防水+保護コンクリート)			100角陶器質タイル(アスファルト防水)		100角陶器質タイル	RC:モルタルEP LGS:FK t8+t8 EP		FK t6 EP		H13改修
		被服教室	ロンリウム貼(下地モルタルコテミガキ)			モルタルコテミガキEP		モルタルコテミガキEP ラワンベニヤ t5.5 OP	ラワンベニヤ t5.5 OP ハンダーボードOP グラスタ一塗り		東洋吸音板 グラスタ一塗り		
		被服準備室	V A T貼(下地モルタルコテミガキ)	(★)	モルタルコテミガキEP		モルタルコテミガキEP		モルタルコテミガキEP グラスタ一塗り		グラスタ一ボード産目地EP		
		渡り廊下 1, 2	V A T貼(下地モルタルコテミガキ)	(★)	モルタルコテミガキEP		モルタルコテミガキEP		モルタルコテミガキEP グラスタ一塗り		グラスタ一ボード産目地EP グラスタ一塗り		
		ローカ	V A T貼(下地モルタルコテミガキ)	(★)	モルタルコテミガキEP		モルタルコテミガキEP		モルタルコテミガキEP グラスタ一塗り		グラスタ一ボード産目地EP グラスタ一塗り		
	階段室	人造石研ぎ出し V A T貼(下地モルタルコテミガキ)	(★)	モルタルコテミガキEP		モルタルコテミガキEP ゾラコート吹付		モルタルコテミガキEP ゾラコート吹付		ウズシオ吸音板 グラスタ一塗り			
3階		C.R	V A T貼(下地モルタルコテミガキ)	(★)	モルタルコテミガキEP 襖 OP		モルタルコテミガキEP ラワンベニヤ t5.5 OP		ナイロンラシャ貼(下地ラワンベニヤ t5.5) ラワンベニヤ t5.5 OP グラスタ一塗り		東洋吸音板 グラスタ一塗り		
		W.C(男) W.C(女)	50角磁器質タイル(アスファルト防水+保護コンクリート)			100角陶器質タイル(アスファルト防水)		100角陶器質タイル	RC:モルタルEP LGS:FK t8+t8 EP		FK t6 EP		H13改修
		洗面所(男) 洗面所(女)	ビニル床シート(アスファルト防水+保護コンクリート)			100角陶器質タイル(アスファルト防水)		100角陶器質タイル	RC:モルタルEP LGS:FK t8+t8 EP		FK t6 EP		H13改修
		生物生産実験室	V A T貼(下地モルタルコテミガキ)	(★)	モルタルコテミガキEP		モルタルコテミガキEP ラワンベニヤ t5.5 OP		モルタルコテミガキEP ラワンベニヤ t5.5 OP ナイロンラシャ貼(下地ラワンベニヤ t5.5)		東洋吸音板 グラスタ一塗り		
		畜産肥料実験室	V A T貼(下地モルタルコテミガキ)	(★)	モルタルコテミガキEP		モルタルコテミガキEP		モルタルコテミガキEP グラスタ一塗り		グラスタ一ボード産目地EP		
		天秤室	V A T貼(下地モルタルコテミガキ)	(★)	モルタルコテミガキEP		モルタルコテミガキEP		モルタルコテミガキEP グラスタ一塗り		グラスタ一ボード産目地EP		
		ローカ	V A T貼(下地モルタルコテミガキ)	(★)	モルタルコテミガキEP		モルタルコテミガキEP		モルタルコテミガキEP グラスタ一塗り		グラスタ一ボード産目地EP グラスタ一塗り		
		階段室	人造石研ぎ出し V A T貼(下地モルタルコテミガキ)	(★)	モルタルコテミガキEP		モルタルコテミガキEP ゾラコート吹付		モルタルコテミガキEP ゾラコート吹付		ウズシオ吸音板 グラスタ一塗り		
		C.R	V A T貼(下地モルタルコテミガキ)	(★)	モルタルコテミガキEP 襖 OP		モルタルコテミガキEP ラワンベニヤ t5.5 OP		ナイロンラシャ貼(下地ラワンベニヤ t5.5) ラワンベニヤ t5.5 OP グラスタ一塗り		東洋吸音板 グラスタ一塗り		
4階		W.C(男) W.C(女)	50角磁器質タイル(アスファルト防水+保護コンクリート)			100角陶器質タイル(アスファルト防水)		100角陶器質タイル	RC:モルタルEP LGS:FK t8+t8 EP		FK t6 EP		H13改修
		洗面所(男) 洗面所(女)	ビニル床シート(アスファルト防水+保護コンクリート)			100角陶器質タイル(アスファルト防水)		100角陶器質タイル	RC:モルタルEP LGS:FK t8+t8 EP		FK t6 EP		H13改修
		コンピューター教室	OAフロアの上塩ビタイル口500×500×2貼			ソフト巾木H=100		ラワンベニヤ t5.5 OP	モルタルコテミガキEP グラスタ一塗り ラワンベニヤ t5.5 OP		ジプト→19.5(木製下地) グラスタ一塗り		
		農業情報処理準備室	V A T貼(下地モルタルコテミガキ)	(★)	モルタルコテミガキEP		モルタルコテミガキEP ラワンベニヤ t5.5 OP		モルタルコテミガキEP ラワンベニヤ t5.5 OP ナイロンラシャ貼(下地ラワンベニヤ t5.5)		グラスタ一ボード産目地EP		
		ローカ	V A T貼(下地モルタルコテミガキ)	(★)	モルタルコテミガキEP		モルタルコテミガキEP		モルタルコテミガキEP グラスタ一塗り		グラスタ一ボード産目地EP グラスタ一塗り		
		階段室	人造石研ぎ出し V A T貼(下地モルタルコテミガキ)	(★)	モルタルコテミガキEP		モルタルコテミガキEP ゾラコート吹付		モルタルコテミガキEP ゾラコート吹付		グラスタ一塗り		
		階段室	人造石研ぎ出し V A T貼(下地モルタルコテミガキ)	(★)	モルタルコテミガキEP		モルタルコテミガキEP ゾラコート吹付		モルタルコテミガキEP ゾラコート吹付		ウズシオ吸音板 グラスタ一塗り		
		共通箇所	P.S	モルタル刷毛引		モルタル刷毛引		モルタル刷毛引	モルタル刷毛引		—		
		W.C掃除員入	ビニル床シート 1F ビニル床シート(アスファルト防水+保護コンクリート) 2~4F		1F:モルタルVP 2~4F:モルタルEP、3、4F一部ソフト巾木H=100		1F:モルタルVP 2~4F:モルタルEP		モルタル刷毛引		グラスタ一ボード		

■凡例  
 ・ V A T : ビニル床シート t=2.0  
 ・ (★) : 7S^t 含有建材 (I^A^ & III) を示す。

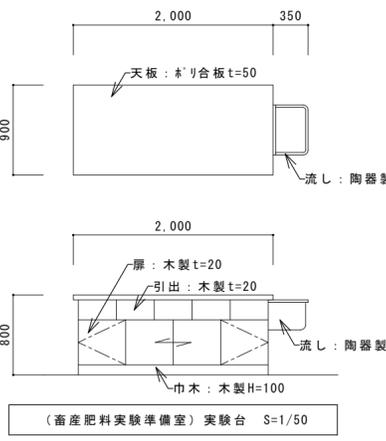
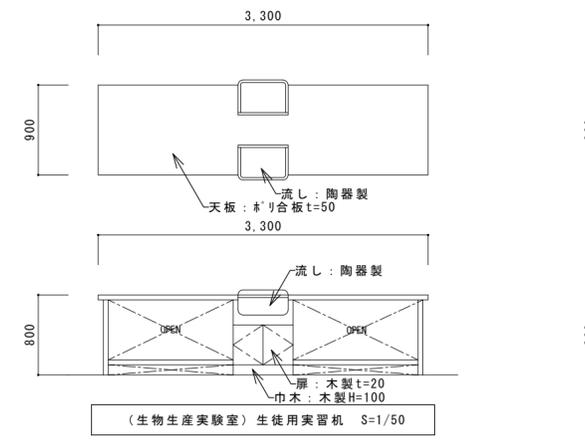
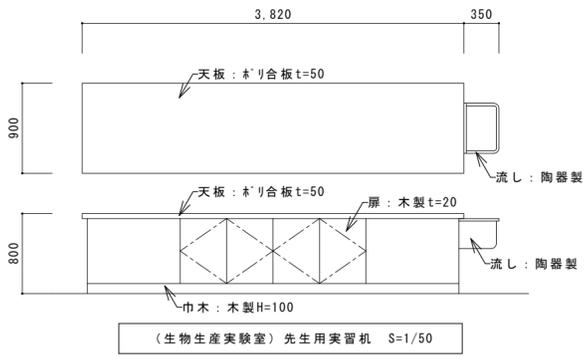
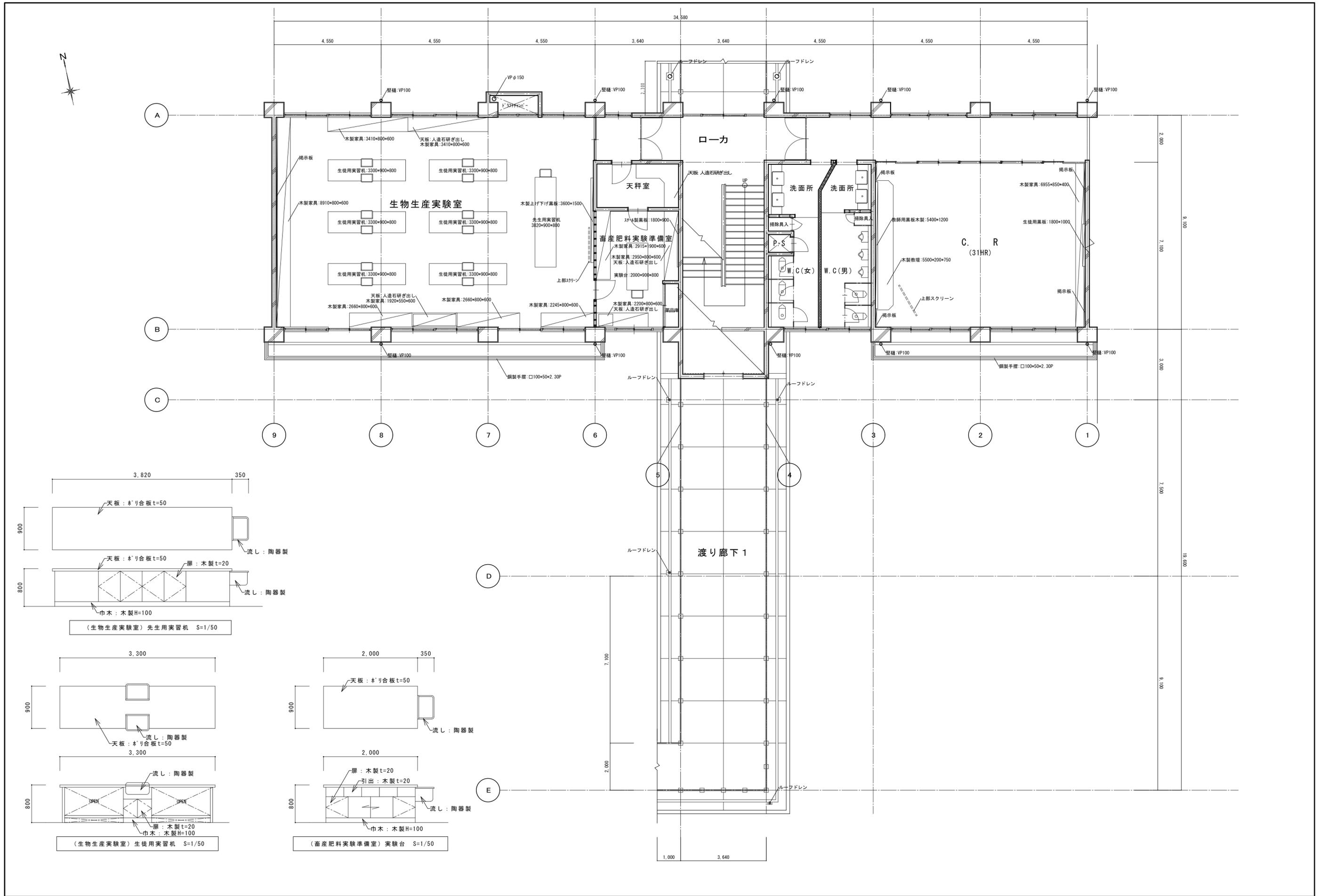
工事名	H 3 1 営繕 阿南光高等学校阿南・新野 2号館等解体工事	株式会社 橋 建 築 事 務 所	一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸	(2号館・渡り廊下1,2,3、昇降口)	—	A - 1 3
			〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橋建築事務所			
			一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878			
			① - 1 仕上表			



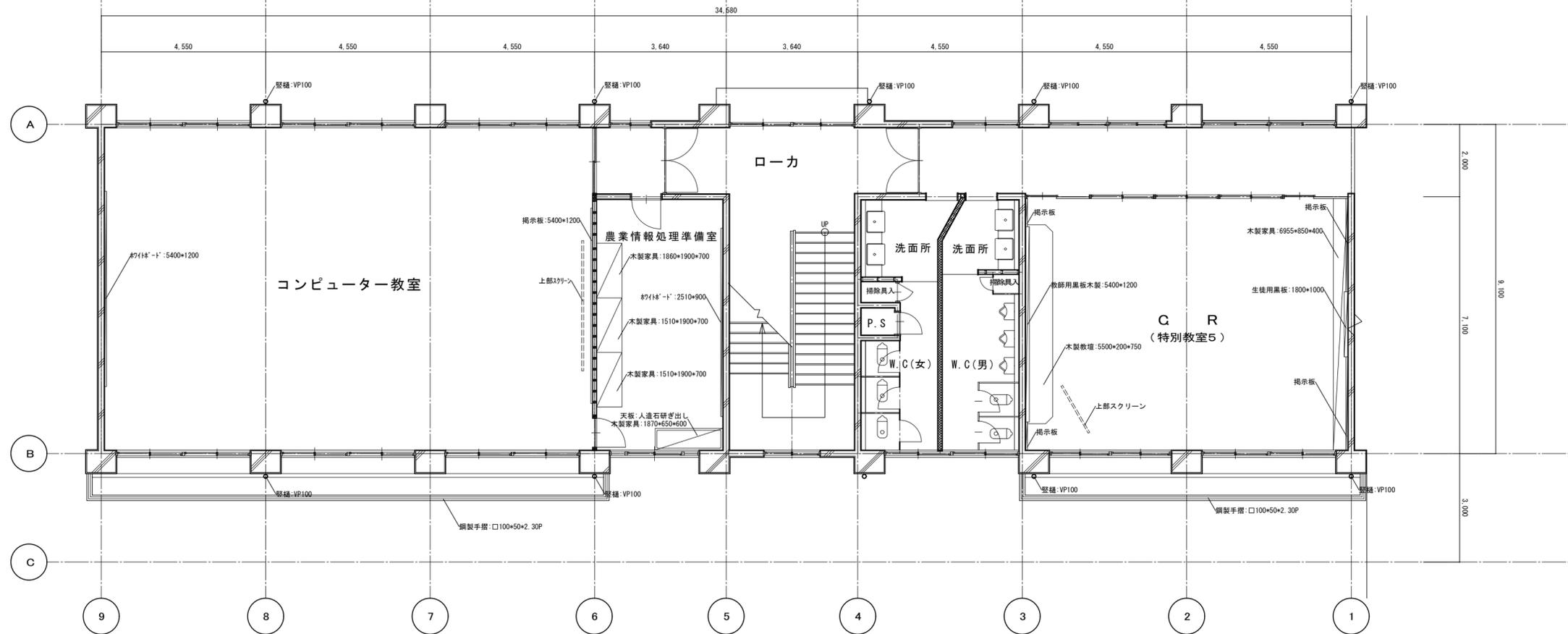
工事名	H31 営繕 阿南光高等学校阿南・新野 2号館等解体工事	株式会社 橋建築事務所	一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸	(2号館・渡り廊下1,2,3、昇降口)	1/100	A-14
	〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橋建築事務所		一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878			



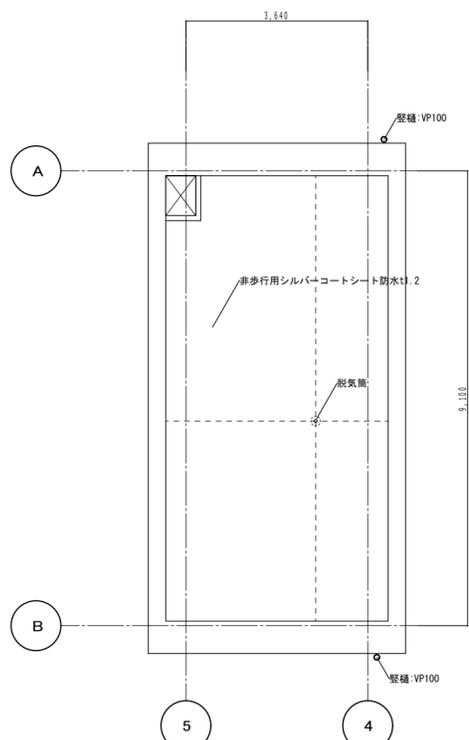
工事名	H31 営繕 阿南光高等学校阿南・新野 2号館等解体工事	株式会社 橋建築事務所	一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸	(2号館・渡り廊下1,2,3、昇降口)	1/100	A-15
			〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橋建築事務所			
			一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878	①-1 2階平面図		



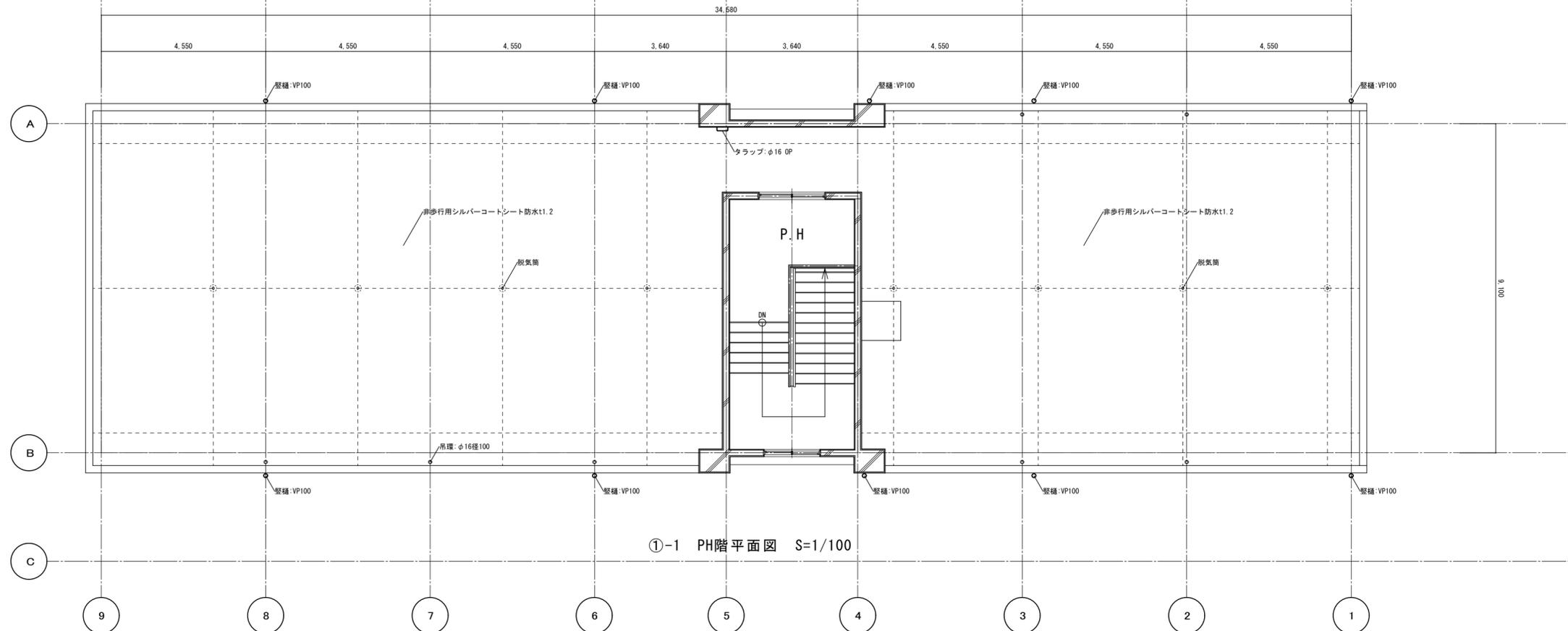
工事名	H 3 1 営繕 阿南光高等学校阿南・新野	株式会社 橋建築事務所	一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸	(2号館・渡り廊下1,2,3、昇降口)	1/100	A-16
	2号館等解体工事		〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橋建築事務所			
			一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878			



①-1 4F平面図 S=1/100

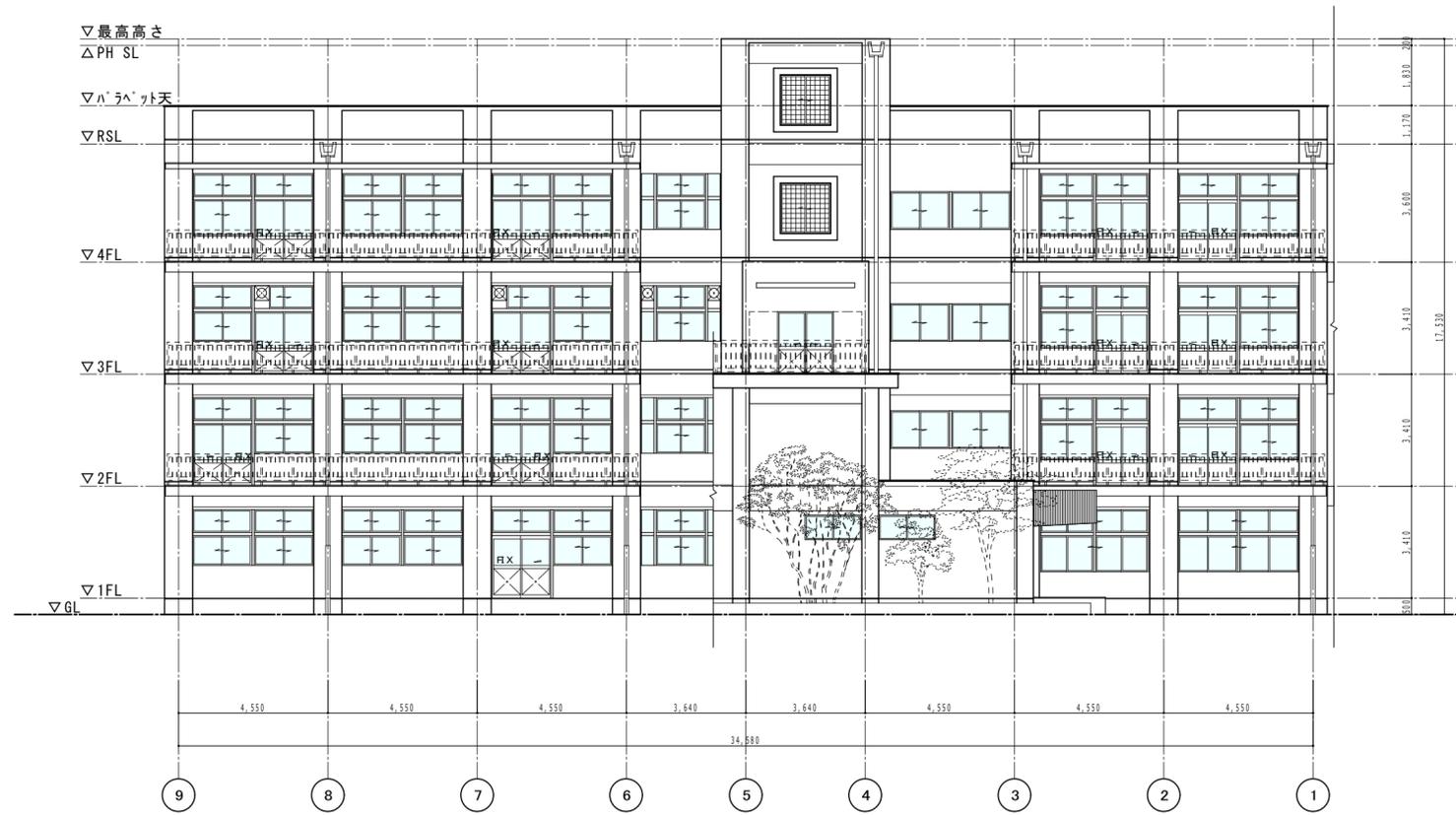


①-1 PHR平面図 S=1/100



①-1 PH階平面図 S=1/100

工事名	H31 営繕 阿南光高等学校阿南・新野	株式会社 橋建築事務所	一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸	(2号館・渡り廊下1,2,3、昇降口)	1/100	A-17
	2号館等解体工事		〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橋建築事務所			
			一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878			

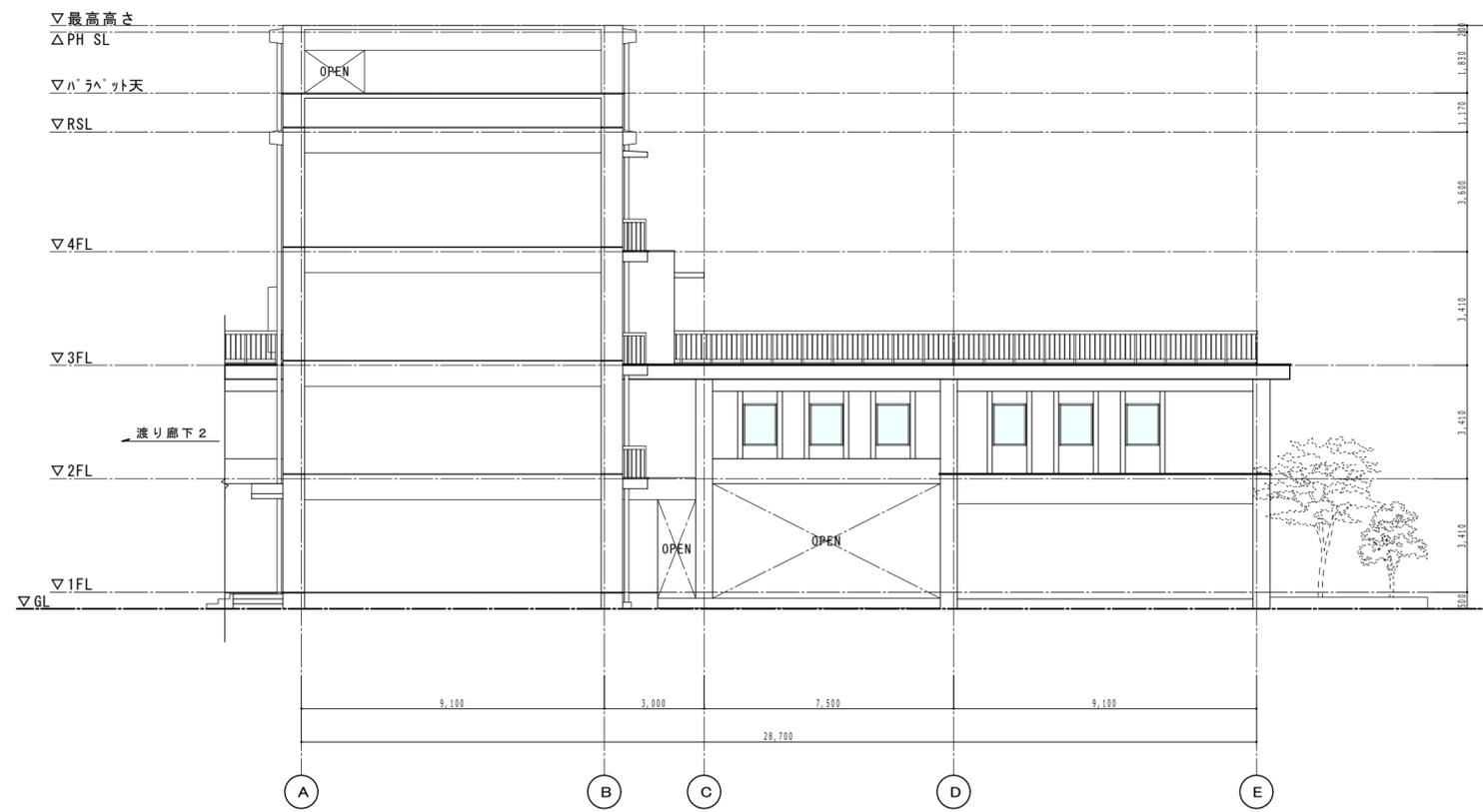


①-1 南立面図 S=1/150

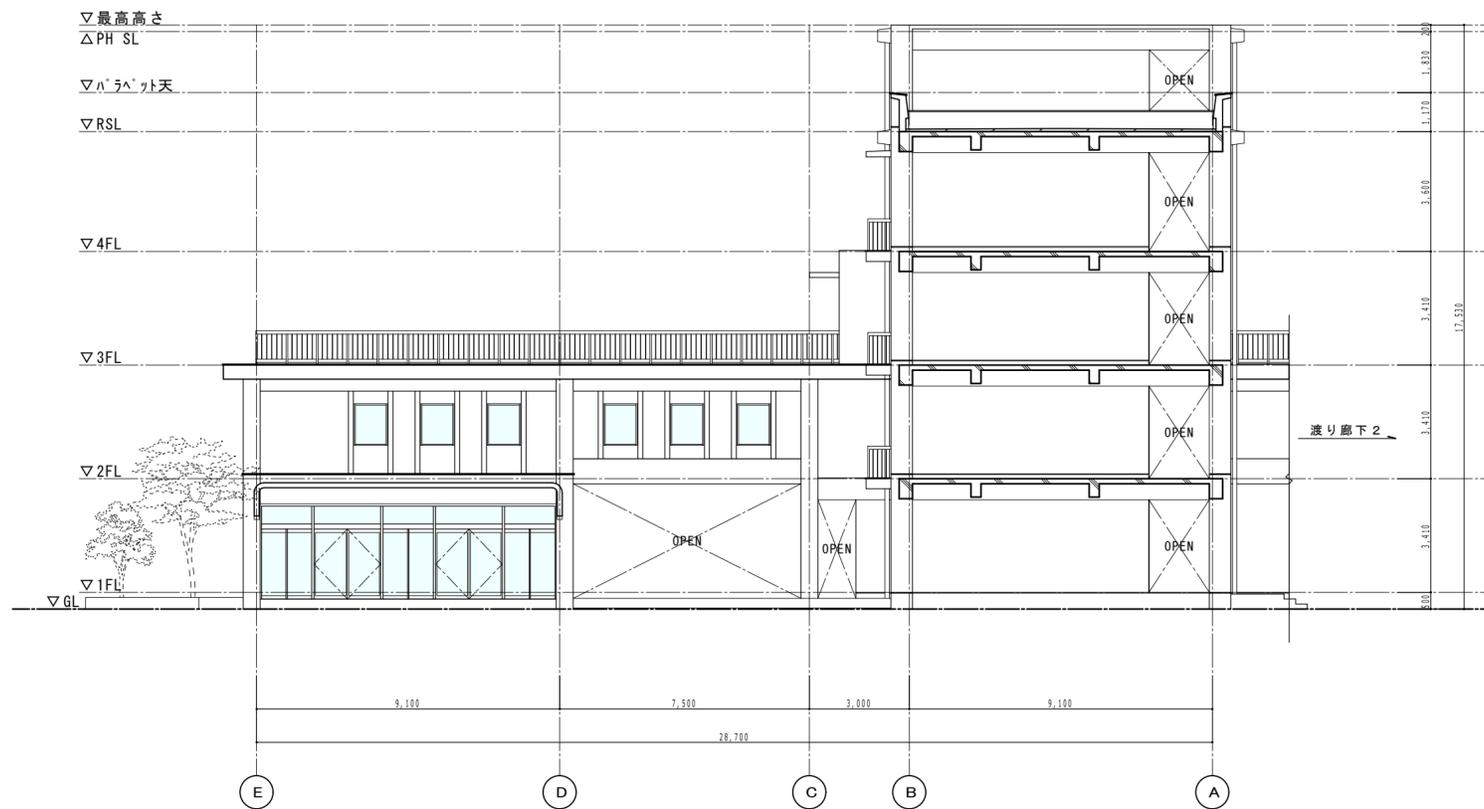


①-1 北立面図 S=1/150

工事名	H 3 1 営繕 阿南光高等学校阿南・新野 2号館等解体工事	株式 会社 橋 建 築 事 務 所	一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸	(2号館・渡り廊下1,2,3、昇降口)	1/150	A-18
			〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橋建築事務所 一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878			
			①-1 立面図(1)			



①-1 西立面图 S=1/150



①-1 東立面图 S=1/150

工事名	H 3 1 営繕 阿南光高等学校阿南・新野 2号館等解体工事	株式 会社 橘 建 築 事 務 所				一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸	(2号館・渡り廊下1,2,3、昇降口)	1/150	A-19
						〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橘建築事務所			
						一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878			
							①-1 立面图(2)		